

第1号様式(第10条関係)

令和 8年 4月 30 日

沖縄県議会議長 殿

会 派 名 立憲・無所属の会

代 表 者 名 仲宗根 悟

令和7年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和7年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和7年度 政務活動費収支報告書

会派名 立憲・無所属の会

1 収 入 政務活動費 6,600,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費	1,062,703	県内外調査視察に係る航空運賃、宿泊代、交通費 等
研 修 費	25,760	講師への謝礼金、飲料代
広聴広報費	212,333	議会報告書に係る製作費、ポスティング費
要請陳情等 活 動 費	237,590	県内外要請行動に係る航空運賃、宿泊費、交通費
会 議 費	260,800	コーヒー、水、 会議に係る航空運賃 等
資料作成費	110	パネル作成
資料購入費	221,048	新聞購読料、書籍購入代金
事 務 費	928,634	電話・FAX料金、NHK受信料、複合機使用料、事務用品代 等
人 件 費	3,597,705	労働保険料、給与、賞与(冬季)、 健康保険・厚生年金・子ども子育て拠出金 等
合 計	6,546,683	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 53,317 円

統一様式－①

経費区分別支出一覧表

経費区分 調査研究費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
4/8	4/16-18東京都視察 航空運賃(那覇⇄石垣)	10,940	全額	10,940
4/8	4/16-18東京都視察 航空運賃(那覇⇄石垣)	10,940	全額	10,940
3/19	4/16-18東京都視察 航空運賃(那覇⇄羽田)	69,200	全額	69,200
3/20	4/16-18東京都視察 航空運賃(那覇⇄羽田)	62,100	全額	62,100
3/21	4/16-18東京都視察 航空運賃(那覇⇄羽田)	62,100	全額	62,100
4/10	4/16-18東京都視察 航空運賃(那覇⇄羽田)	80,000	全額	80,000
4/16	4/16-18東京都視察 お土産代	3,564	全額	3,564
4/17	4/16-18東京都視察 タクシー運賃	2,200	全額	2,200
4/24	4/25調査 航空運賃(石垣→那覇)	10,940	全額	10,940
4/25	4/25調査 航空運賃(那覇→石垣)	10,940	全額	10,940
5/29	6/3-5福岡・広島県視察 航空運賃(石垣→那覇)	10,940	全額	10,940
6/2	6/3-5福岡・広島県視察 航空運賃(那覇→石垣)	10,940	全額	10,940
5/30	6/3-5福岡・広島県視察 航空運賃(那覇⇄福岡)、宿泊代	226,000	全額	226,000
6/2	6/3-5福岡・広島県視察 お土産代	4,869	全額	4,869
6/3	6/3-5福岡・広島県視察 鉄道運賃(博多⇄広島)	68,560	全額	68,560
7/18	7/24調査 航空運賃(石垣→那覇)	11,490	全額	11,490
7/24	7/24調査 航空運賃(那覇→石垣)	11,490	全額	11,490
9/11	9/11県内(大宜見村、国頭村)視察 資料代	720	全額	720
10/24	10/30東京都視察調査 航空運賃、宿泊代	97,500	全額	97,500
10/17	11/6-8福岡・熊本県視察 航空運賃(那覇⇄福岡)	221,000	全額	221,000
11/5	11/6-8福岡・熊本視察 お土産代	9,738	全額	9,738
10/20	11/6-8福岡・熊本視察 鉄道運賃(博多⇄熊本)	26,550	全額	26,550
10/20	11/6-8福岡・熊本視察 鉄道運賃(博多⇄熊本)	24,750	全額	24,750
A. 小計				1,047,471
B. (ガソリン代総額 — 費用弁償(交通費)総額) × 1/2				
C. 支払証明書計				15,232
調査研究費 充当合計(A+B+C)				1,062,703



JAPAN AIRLINES

Web 5234597a552d69def37422e29855b81d

2025年04月08日 12:40発行

領収書

下記の金額正に領収いたしました。

次呂久 成泰 様

金額 10,940円（税込み）

但し	運賃・料金として
航空券/料金券番号	1312221638367
航空券/料金券発行日	2025年4月8日
発行所	日本航空
備考	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

消費税率：10%

日本航空株式会社

この領収書は電子で発行しました。

登録番号 T7010701007666

ご利用旅程・運賃・料金明細

ジロクマサタカ 様

2025年4月15日（火）

運賃：離島割引

16:30 石垣

クラス：普通席
便名：JTA 622

10,940 円

17:30 沖縄（那覇）

合計金額

10,940円

2025年4月16～18日 東京視察
（航空運賃 石垣→那覇）

※ 政務活動のため全額充当

充当額

¥10,940-



Web b41031a1e68d2db1e7819830d309dbff
2025年04月08日 12:45発行

領収書

下記の金額正に領収いたしました。

次呂久 成崇 様

金額 10,940円（税込み）

但し	運賃・料金として
航空券/料金券番号	1312221640171
航空券/料金券発行日	2025年4月8日
発行所	日本航空
備考	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

消費税率：10%

この領収書は電子で発行しました。

日本航空株式会社

登録番号 T7010701007666

ご利用旅程・運賃・料金明細

ジロクマサタカ 様

2025年4月19日（土）

運賃：離島割引

09:40 沖縄（那覇）

クラス：普通席
便名：JTA605

10,940 円

10:40 石垣

※ ご搭乗済みの区間は表示されていない場合がございます。

合計金額

10,940円

2025年4月16～18日 東京視察
（航空運賃 那覇→石垣）

※ 政務活動のため全額充当

充当額
¥10,940-



242397089

発行日:2025年3月19日

領収書

上記の金額正に領収いたしました。

仲宗根 悟

様

金額 ¥69,200.-

内訳	代金	税率	うち消費税
航空券代・宿泊代等	¥69,200	10%	¥6,291

※但し、航空券代・宿泊代等として

取り扱い番号：32957876

出発日：2025年4月16日

発行所：JAL eトラベルプラザ

備考：クレジットカード・その他のお支払い分を含む

株式会社ジャルパック

〒140-8658 東京都品川区東品川12-4-11
野村不動産天王洲ビル
JALダイナミックパッケージ

登録番号：T7010701014290

2025年4月16～18日 東京視察
(航空運賃 那覇⇄羽田)

※ 政務活動のため全額充当

充当額

¥69,200-

領 収 証

No. Web250320120332

発行日：2025年03月20日

次呂久 成崇

様

¥62,100-

お支払い方法： クレジット決済

10%対象 ¥62,100-(税込) 消費税 ¥5,645-
※旅客毎の消費税額は参考額です

出発日 2025年04月16日

帰着日 2025年04月18日

旅行日数 3日間

但し、航空券代および宿泊代として

上記金額 正に領収いたしました。

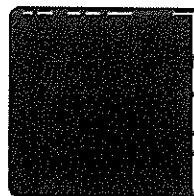
ANA X株式会社

〒103-0027

東京都中央区日本橋2-14-1
フロントプレイス日本橋

事業者番号

T8010401127771



CG573830

①お客様用

2025年4月16～18日 東京視察
(航空運賃 那覇⇄羽田)

※ 政務活動のため全額充当

充当額

¥62,100-

領 収 証

No. Web250321125648

発行日：2025年03月21日

新垣 光栄

様

¥62,100-

お支払い方法： クレジット決済

10%対象 ¥62,100-(税込) 消費税¥5,645-
※旅客毎の消費税額は参考額です

出発日 2025年04月16日
帰着日 2025年04月18日
旅行日数 3日間

但し、航空券代および宿泊代として

上記金額 正に領収いたしました。

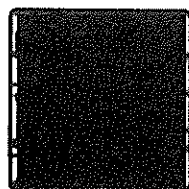
ANA X株式会社

〒103-0027

東京都中央区日本橋2-14-1
フロントプレイス日本橋

事業者番号

T8010401127771



CG581955
①お客様用

2025年4月16～18日 東京視察
(航空運賃 那覇⇄羽田)

※ 政務活動のため全額充当

充当額

¥62,100-

領 収 証

大湾 未央

No.

様 登録番号

★ ¥ 80,000-

内 訳			
現 金			
税 率	10 %	税 率	%
金額(税込)	80,000	金額(税別)	
消費税額等	7,273	消費税額等	

但 4/5 東京ホテルパック代金と致しまして

入金日

令和7年4月10日 上記正に領収いたしました

登録番号 T8040001051592

アクアトラベル 株式会社 沖縄営業所

〒900-0022 沖縄県那覇市樋川2丁目

開南ビル

TEL (098) 995-8512 FAX (098) 995-8513



2025年4月16～18日 東京視察
 （航空運賃 那覇⇄羽田）

※ 政務活動のため全額充当

充当額

¥80,000-

領収書

おまねお新風

様

¥3,564-円

代として

上記の金額正に領収致しました。

日付	2025年 4月16日
伝票番号	NOR2528709
担当	

北ウイング売店
 エアポートトレーディング株式会社
 登録番号 T8360001016167
 TEL:

領収書発行回数: 1回

*** 明 細 ***

商品名	単価	数量	金額
○島とうがらしえびせんべい(大)			
※ 1,188 x		3	¥3,564
小計			¥3,564
(10%対象)			¥0
(8%対象)			¥3,564
消費税(内)			¥264
(消費税10%)			¥0
(消費税8%)			¥264
合 計			¥3,564
		(お買上点数 3点)	
※印は軽減税率対象商品			
VISA V3			¥3,564
おつり			¥0



NOR2528709

2025年4月16~18日 東京視察

(お土産代)

伊波洋一事務所、神奈川大学(青木教授)、市来伴子事務所

充当額

¥3,564-

領 収 書
 現金・クレジット・クーポン・割引 No.1698
 日付 2025年 04月 17日
 車番 0000 0000
 運賃 ¥2,200円
 連賃料金計 ¥2,200円
 合計 ¥2,200円

上記の様に領収致しました
 毎度ご乗車ありがとうございます

個人タクシー
 トク番号：100

お忘れ物は下記所属団体へ

全個人協 旭個人タクシー 協同組合
 TEL: 03 (6915) 7313

お問い合わせは
 (社) 東京都個人タクシー協会
 TEL: 03 (3947) 1461

お支払は
 (財) 東京タクシーセンター
 TEL: 03 (3648) 0300

区間：ホテル → 参議員会館
 理由：交通の利便性を図ったため

2025年4月16～18日 東京視察
 (タクシー運賃)

※ 政務活動のため全額充当

充当額
 ¥2,200-

統一様式－⑧

視察調査報告書

経費区分	視察調査費			
年 月 日	令和7年4月16～18日			
場 所	東京都			
相 手 方	厚生労働省、外務省、防衛省、法務省、警察庁、 環境省、国土交通省、内閣官房国家安全保障局、総務省、神奈川大学			
目 的	漂着ゴミ、宿泊税についての意見交換			
日程概要	月 日(曜日)	時 間	場 所	内 容
	4月16日(水)	10:00	衆議院議員会館	困難女性支援法について
	〃	15:00	参議院議員会館	漂着ゴミについて
	4月17日(木)	15:00	神奈川大学	観光目的税について
	4月18日(金)	10:30	衆議院第一議員会館	宿泊税導入について
内 容	困難女性支援法、国際家事福祉相談事業について 性暴力・性搾取被害者である若年女性への支援について 漂着ゴミ問題について 東京都が導入した観光目的税(宿泊税)について 沖縄県が宿泊税導入に係る課題や問題について			
成果及び所見	別紙			
備 考				

おきなわ新風政務調査研修所感 (仲宗根 悟)

政務調査方面：東京都、神奈川県横浜市

旅行期間：4月16日(水)～ 4月18日(金)3日間

県が宿泊税の導入を進め、コロナ禍を経て2024年8月に県や関係団体が検討委員会が協議を再開し、県は宿泊税導入に必要な条例案を2025年2月定例議会に提案予定だったが、通院など沖縄本島や宮古島、石垣島に宿泊する機会が多い離島住民の反発が強く、市町村議会が離島住民の課税免除を県に求める意見書を相次いで可決したため、離島住民の声を受け入れ先送りした。会派も見識を深めるために、全国で最初に宿泊税を導入した東京都に直接関わった、神奈川大学青木宗明教授及び総務省からレクを受けた。

1. 観光目的税(宿泊税)で県民を課税対象外とするための方法。
2. 県民を課税対象外とするのは税の公平性を欠くことになるのか。

令和7年4月17日(木) 15:00～17:00

神奈川大学 青木宗明教授

東京都に導入した観光目的税(宿泊税)を今更ながら普通税にしなかったことを後悔しているというもので、外から観光客を受け入れることによる住民サービスに必要となる本来の経費以外に財政需要が大きくなることから「原因者課税」の理論を示せば県民を課税対象外とするのも可能だとした。

令和7年4月18日(金) 10:30～12:00

総務省 自治税務局企画課 課長補佐 石田 渉

1. 課税自主権見直しの意義(国の関与の縮減等)
2. 不同意3要件の詳細
3. 法定外税収入は地方公共団体にとって「純増」となる自主財源と取られてよいのか。
4. 普通交付税の額の算定に影響を与えないか
5. 導入している自治体の「公益上の事由」の事例について
6. 目的税とする場合「目的」の範囲(使途)を決めるのは当該地方公共団体か、国の同意が必要か

6項目の質問をもとにレクを行った。中でも法定外税収入は普通交付税の額の算定に影響を与えないか。については影響はないとの回答を得られた。

県も条例制定を急ぐべきではなく、県民が課税対象外とする方法を今一度検証し、より良い法定外税とすることを強く感じた。

調査研修所感（次呂久成崇）

令和7年4月16日(水)15:00～18:00

①環境省 水・大気環境局、環境再生・資源循環局(15:00～16:00)

漂着ゴミ(海岸に流れ着くゴミ)の現状と対策について取組みを伺い、沖縄県の漂着ゴミの現状についても意見交換を行った。

環境省は、ポイントを大きく①発生抑制、②回収・処理、③調査・国際連携の3本柱で総合的に進めている。海洋ゴミの8割が河川などを通じて陸から発生していることから「海に流れ出る前に止める」対策(上流対策)に取り組んでいる。具体的には①河川・陸域のゴミ調査ガイドラインの整備やプラスチック削減を企業・自治体と連携し取り組んでいるとの説明があった。

すでに漂着・漂流したゴミの対応については、「海岸漂着物処理推進法」に基づき、国が財政支援を実施しながら自治体が回収・処理をしているが、具体的な取組みとしては自治体や住民ボランティアによる海岸清掃や業者による回収(網に入ったゴミを持ち帰る)が行われている。沖縄県では海岸の景観や漁業への影響が大きい現状について説明し、情報共有した。

離島では回収コストが高く、人手不足もあり深刻な課題となっていることから産廃処理施設等の処分方法をどこまで国の支援で実現可能なのか今後も情報共有し、連携していくことを確認した。

②国土交通省 物流・自動車局旅客課(16:00～17:00)

バスを含む公共交通について、「地域の足の確保」と「持続可能な交通への転換」を柱に幅広く施策を進めており、人口減少や運転手不足等の対策についても地域ごとに課題を洗い出すために全国調査を行い自治体や事業者と連携して対策を講じ、予算支援及び伴走支援を行っているとの説明があった。旧来の路線バスを維持するという施策から、地域全体の移動を設計し、バスやタクシーライドシェアした動線を形成し、観光と・住民生活を統合した施策など自治体が主体となっていく公共インフラへの転換していく必要性を感じた。

③国土交通省 臣官房危機管理室、港湾局 計画課及び海岸・防災課危機管理室
(17:00～18:00)

「特定利用空港・港湾への指定」の目的について、有事や災害時において自衛隊・海上保安庁の部隊展開や活動を迅速化するため、平時から滑走路や岸壁の整備・強化(延伸・エプロン整備など)を国の予算で行うと説明があった。

指定されても使用回数が極端に増加する事はない、予算的にも優先され整備されることはないとの説明あり。在日米軍の使用が日常化するかのという質問についてはそのような計画は今のところないとのこと。なぜ指定しなければならないのか明確な説明はなかった。

令和7年4月17日(木)(15:00～17:00)

神奈川大学 経営学部国際経営学科 青木宗朋教授(15:00～17:00)

沖縄県における宿泊税導入の背景と課題、理論的根拠と今後の方向性について伺った。青木教授より、①法定外税の成立経緯と宿泊税の位置づけ、②宿泊税の理論的課題と現行制度の問題点について説明と指摘があった。

具体的には、宿泊税は観光客＝宿泊者という誤った前提や観光行政の利益が測定できない点など理論的な矛盾が指摘された。特に沖縄県では宿泊者の6割が県民であり、現行の目的税ロジックでは説明が困難であることから、外来者(観光客)が行政サービス需要を増やす原因者であるという観点から原因者課税が理論的に正しいと指摘を受けた。

観光客を原因者として課税し、その財源を自然や文化の保護、地域づくりに使うべきとの共通認識や観光目的税とその使途、観光地の持続可能な運営や住民と観光客双方の利益確保をどうするか、協議がまだ不十分だとあらためて痛感した。

令和7年4月18日(金)(10:30～12:00)

総務省 自治税務局企画課 石田 渉 課長補佐

事前に①課税自主権見直しの意義(国の関与の縮減等)、②不同意3要件の詳細(NGとなる分かれ目)、③法定外税収入は地方公共団体にとって「純増」となる財源と捉えて良いか(普通交付税の額の算定に影響を与えないか)、④導入している自治体の「公益上の事由」の事例について、⑤目的税とする場合の「目的」の範囲(使途)を決めるのは当該地方公共団体か、また国の同意が必要か、⑥その他導入にあたって留意すべきことの6項目について質問を行い、説明を受けながら回答を得た。

条例制定については、前日の青木教授の指摘と提言も含め継続して慎重な調査と研究、議論が必要だと強く感じた。

日 時：4月16日（水）10:00～12:00

場 所：衆議院議員会館内

面 談：厚生労働省社会援護局地域福祉課女性支援室（森戸広隆女性支援係長）

外務省北米局日米地位協定室（北山清悟主査）

外務省総合外交政策局人権人道課兼女性参画推進室（石田早也佳課長補佐）

防衛省地方協力局在日米軍協力課安全対策班（奥山寿史係長）

法務省民事局（倉重龍輔民事法制企画官）

警察庁生活安全局人身安全・少年課

（初沢怜以課長補佐、市川義則警視、寺嶋公志警部）

（調査事項）

- 1、在日米軍人等が加害当事者となるDV被害等も女性支援新法に基づく相談・支援の対象となると考えるが、政府はどのように認識しているか。課題を把握しているか伺う
- 2、沖縄県は、沖縄振興特別推進交付金を活用し、国際家事福祉相談事業を行っている。相談員の専門性や関係機関との連携など課題がある。相談・支援体制についてどうあるべきと考えるか
- 3、在沖縄米軍関係者約4万7千人、多くの兵士が短期ローテーションで駐留する中、DVや養育費の回収をめぐる困難な事案、暴行事件等が多発している。地域の課題として県・市町村が一義的には対応しているが、米軍基地が集中する故の問題でもあり、施設提供責任者である政府は、自ら事案を把握し対応する必要があると考えるがどうか
- 4、養育費の回収について、軍人の場合は、各軍の「養育費に関する規定」に従い応じているようだが、軍属は同規定の対象外であり、対応が困難なケースが発生している。軍属の方が軍人より管理監督が及びづらいとの課題が挙がっているがどうすれば良いか
- 5、国連の女子差別撤廃委員会は、軍人に関わる「不処罰の文化」を厳しく指摘した。日本政府も「国内外を問わず加害者不処罰の文化の終焉に資する支援を通じて法の支配の一層の定着に取り組む」との姿勢を表明しているが、具体的な対応があれば伺いたい

（回答）

DV等は自治体対応との認識であり、特別な事案として政府関与の必要性について特段言及なし

（所見）

- ・在日米軍人等が加害当事者となるDV被害等について、沖縄県は、女性支援新法が定義する困難女性の課題の一つとして計画に位置づけ、相談・支援事業を実施している
- ・相談件数は、2021年1月-2024年9月まで延べ767件、207人。関係当事者は米軍人5割、軍属2割に及ぶ

- ・相談員は、当事者が所属する軍組織上官との調整・同行訪問、養育費の回収にかかる米本国自治体への照会等を行っている
- ・国境を越える対応が必要となるため、県は米軍など関係機関会議を年数回開催しているが、これまで政府機関等の関与はない。相談内容も、DV、離婚、養育費の回収など相談・支援は多岐にわたり国際司法など専門性も必要だが、県事業として対応しており国の関与はない
- ・沖縄県からも具体的な提起が届いておらず、新たな提起となったので、引き続き県との認識の共有が必要となった
- ・米軍構成員等の刑法犯検挙件数は、1972年-2023年 6,235件、うち凶悪犯 586件、うち不同意性交等 136件（23%、約4分の1）に上るが、起訴前の身柄の拘束を日米合同委員会が要請したのは過去に3件。実現は2件のみ
- ・軍人・軍属・家族は国内法が免除されるなど日米地位協定上の身分。過去には元軍属が加害者だった女性暴行殺害事件も起きた（うるま市 2016年）
- ・日本政府は、国連の女子差別撤廃委員会から、締約国としての相当な注意義務違反、不処罰の文化が残っていると指摘された。他方、上川外務大臣（当時）は、「いわゆるWP S（国連提唱アジェンダ、女性・平和・安全保障）の観点からも極めて遺憾であり、米側に対し、WP Sの観点を十分に踏まえた具体的な対応策を含め、事件・事故防止の徹底を求めたい」と発信したが、具体的な行政対応が見えず、今回のヒアリングにおいてもどの省庁からも踏み込みはなかった
- ・米軍が集中する故に起こる構造的な問題だと思うが、相談体制や解決の窓口について、これまで国の関与はなく、県から連携を要請したこともないというのが不思議である。どの部署も自分の所管ではないという対応だったが、だからこそ、被害が繰り返され、課題が先送りされ、解決できない状況に陥っているのではないかと。日米地位協定など国際法が絡む場面も多く、個人間の問題に過ぎないという認識では足りないのではないかと
- ・県や市町村の窓口では法的、専門的にも限界があると思えるので、引き続き問題を整理し働きかけを行いたい

（省庁・団体合同ヒアリング）17:00～18:30 場所：衆議院議員会館内

1、困難女性支援法の運用状況

特に性暴力・性搾取被害者である若年女性への支援について

厚生労働省、警察庁、こども家庭庁

2、団体 （一社）若草プロジェクト 村木太郎理事

BOND プロジェクト

全国女性相談支援員連絡協議会

以上

面 談：神奈川大学経営学部青木宗明教授

日 時：2025 年 4 月 17 日（木）15:00－17:00

場 所：神奈川大学みなとみらいキャンパス会議室

調査事項：「法定外税」制度、課税自主権はどうあるべきか、宿泊税導入の課題等

（調査の背景）沖縄県は、観光目的税（宿泊税）を導入する方針を固め、制度の検討を進めているが、課税対象者や免除者の範囲、免税点の設置、税財源の使途等をめぐって観光業界、市町村など全体の合意には至っていない。法定外税制度の本来の理念・主旨や先例等について専門家に聞き、地方自治体の課税権について論点整理を図った

（青木氏の理論）

- * 課税根拠と課税対象者を明確にする必要がある
- * 宿泊者＝観光客ではない。宿泊者だけに行政サービスの「応益」を証明することは不可能である
- * 住民の数をはるかに上回る「多数の来訪者」の需要については、地方税も地方交付税も考慮していない。支出と収入の極端なアンバランスが生じる
- * 人口と比して来訪者の多い自治体は、すぐにでも宿泊税や訪問税を検討すべき
- * 自治体に新たな歳出の増加をもたらした人々を「原因者」とし、来訪によって増大する財政支出の一部を原因者に負担してもらう「原因者課税」とすることが、選択すべき解決策である
- * 原因者課税に基づく来訪者課税には3つの特長がある→①住民は非課税②法定外の普通税③税率（税負担の水準）は「歳出増加額」をベースに設定
- * 来訪者による財政支出の増額は、一次自治体（市町村）においてより明白であり、理論上は市町村が課税すべき

（論点整理・検討課題）

- ・ 沖縄県は、課税対象を「宿泊者」、法定外「目的税」として導入を進めており、青木理論とは乖離がある
- ・ 原因者課税を取り入れた廿日市市、竹富町では、地方交付税の算定基準（標準需要額）を超える分の行政サービスを課税額の根拠としている。同様の考え方が二次自治体である沖縄県で採用できるのか。その場合、来訪者による財政支出の試算は、県として可能なのか
- ・ 二次自治体が課税者となることの妥当性と、徴収後の市町村への税分配の在り方については、考え方の早急な整理が必要
- ・ 課税対象から住民（県民）を除外する場合、徴収方法、場所（場面）や徴収体制をどうするのか
- ・ 原因者課税では「定額制」が妥当（青木氏）との指摘だが、「定率制」にする場合、税負担の公平性が問われるのか

- ・将来にわたる需要をどこまで見通すか。原因者に対し、使途事業をどの範囲までとして理解を求め、徴収可能と考えるのか
- ・以上は制度導入の根幹にかかる論点であり、課税する側の説明責任が問われる

面 談：総務省自治税務局企画課 石田渉課長補佐

日 時：2025 年 4 月 18 日（木）10:30－12:00

場 所：衆議院議員会館内

調査事項：法定外目的税（宿泊税）について

- ① 課税自主権見直しの意義（国の関与の縮減等）
- ② 不同意 3 要件の詳細
- ③ 法定外税収入は地方公共団体にとって「純増」となる自主財源と捉えて良いか（普通交付税の算定に影響を与えないか）
- ④ 導入している自治体の「公益上の事由」の事例について
- ⑤ 目的税とする場合の「目的」の範囲（使途）を決めるのは当該地方公共団体か（国の同意が必要となるか）
- ⑥ その他、留意すべき課題について

（回答）

- ・地方分権推進の流れの中で、法定外税は許可制から同意制となった
- ・3 要件を満たすことが同意の前提となる
- ・法定外税と地方交付税は別であり、算定に影響はない
- ・課税は、地方公共団体（行政）の権能であり、使途の判断は当該地方公共団体にある

（所見）

- ・沖縄県が、質の高い、持続可能な観光地として成長、発展していけるのか。観光宿泊税はその成否を左右する大事な財源となる
- ・青木氏、総務省両者との意見交換を通じ、課税の理由、課税客体、免税・減税となる対象等、制度にかかるすべての説明責任は、課税権を持つ沖縄県にあると痛感した。何より、税負担の公平性、使途の妥当性、透明性について揺るぎのない設計にしなければならない
- ・特別徴収者をはじめ、来訪者、宿泊者の理解は不可欠であり、導入の必要性については県民にも丁寧に周知する必要がある

以上

令和 8 年 4 月 27 日

令和 7 年度 おきなわ新風
観光目的税(宿泊税)に係る政務調査研修報告書

会派名：おきなわ新風

氏 名：新垣光栄

今回、私たちは、沖縄県の抱える政策課題の解決に資することを目的として、制度の理解を深めるため、環境省、国土交通省、総務省及び神奈川大学において、先進事例や政府の取組について調査・研修を実施した。

特に、県が導入を進める観光目的税（宿泊税）条例に関し、定額・定率のあり方や課税免除の取扱いをはじめ、バスを含む公共交通におけるコミュニティバスの広域化、特定利用空港・港湾の指定の目的と住民生活への影響、整備負担の在り方、さらには漂着ごみの現状と対策について重点的に調査・研修を行った。

これにより、本県における諸課題への対応に向けた見識を深めることができた。

1 視 察 調 査 東京都、神奈川県

① 視 察 先 環境省、国土交通省、総務省、神奈川大学

② 視 察 期 間 令和 7 年 4 月 16 日（水）～ 4 月 18 日（金） 3 日間

・ 4 月 16 日（水）：

1 環境省

水・大気環境局、環境再生・資源循環局

2 国土交通省

物流・自動車局旅客課

3 国土交通省

大臣官房危機管理室、港湾局計画課、海岸・防災課危機管理室

・ 4 月 17 日（木）：

神奈川大学にて研修

経済学部国際経済学科 青木宗明教授

・ 4 月 18 日（金）：

総務省

自治税務局企画課

2 調査目的

- ① 観光目的税（宿泊税）導入に係る、取組と課題、使途について
- ② バスを含む公共交通と地域コミュニティーバスの広域運行について
- ③ 漂着ゴミ対策と特定利用空港・港湾の目的と施設整備について

3 所 見

- ① 観光目的税（宿泊税）導入に係る、取組と課題、使途について

法定外目的税である観光宿泊税については、その制度設計における理論的整合性と住民理解の形成が極めて重要であると認識した。

総務省からは、法定外税に係る課税自主権の意義や不同意要件、目的税における使途設定の考え方等について説明を受けた。制度設計には公益性及び合理性が強く求められることを確認した。

また、青木宗明教授からは、宿泊税を「宿泊者＝観光客」とみなす前提の妥当性や、観光に伴う行政需要の増加に着目した「原因者課税」の説明を受けた。沖縄県においては宿泊者の一定割合を県民が占める実態を踏まえると、現行の目的税としての整理にはなお検討すべき課題があると認識した。

私は課税方式について、これまで宿泊税は負担の公平性や応能負担の観点から定率方式が望ましいとの立場で一貫して主張してきたところである。一方で、県は定率方式を主張しているものの、課税方式に関する議論が十分でなく、導入ありきである。総務省及び有識者から定率・定額それぞれの特性や運用上の考え方について教示を受けた結果、制度設計の工夫により定率方式による運用も十分可能であると認識した。

県民を課税対象外とすることについては、税の公平性の観点から慎重な検討が必要であり、同一の議論として扱うことは、制度設計上の混乱を招くと認識した。

さらに、税の使途については、単に観光振興の名のもとに、観光関連事業者や各市町村の財源補填に充当するのではなく、観光地における住民の生活の安定及び地域の持続可能性の確保を基本とすべきである。自然環境や文化といった社会共通資本の保全に資する制度として位置づけることが重要であると思っている。

- ② バスを含む公共交通と地域コミュニティーバスの広域運行について

国土交通省（国）では、バスを含む公共交通について「地域の足の確保」と「持続可能な交通への転換」を柱に、人口減少や運転手不足への対応を進めている。具体的には、地域ごとの課題を把握するための全国調査を実施し、自治体や事業者と連携した対策の推進、さらには予算支援や輸送支援を講じているとの説明があった。

この取組は、従来の路線バス維持にとどまらず、地域全体の移動を設計するという発想へと転換し、バス・タクシー・ライドシェアを組み合わせた路線の構築や、観

光と住民生活の統合を図るなど、自治体主体による公共交通インフラの再構築の重要性を示すものであった。

地域公共交通の推進にあたっては、法定協議会と地域公共交通会議の役割の違いはあるものの、構成員が重複するケースが多く、また、計画に基づく事業実施には道路運送法上の手続きが必要となることから、両者を個別に運営することは非効率である。このため、両機能を一体化した「二法協議会」として運用する仕組みが整備されており、実務の効率化に資するものである。

私は、これまで沖縄県が主体となり広域的な二法協議会の開催を提案してきた。今回の調査において、本来は各自治体が主体となる制度であると認識した。しかしながら、コミュニティバスの広域運行を実現する場合、各自治体が個別に協議会を設置・運営し連携を図ることは現実的に困難であるとの認識から、改善点や制度の解釈について国土交通省に確認したところ、沖縄県が主体となって広域的な二法協議会を開催することは制度上可能であるとの見解であった。

以上のことから、広域的な移動需要に対応し、持続可能な公共交通体系を構築するためには、広域自治を担う沖縄県が主体的に関与し、コミュニティバスの広域運行を後押しする体制を構築していくことが必要であると確信した。

③ 漂着ゴミ対策と特定利用空港・港湾の目的と施設整備について

・ 港湾漂着ごみ対策については「発生抑制」「回収・処理」「調査・国際連携」の三本柱により総合的に推進されていること、特に海洋ごみの約8割が陸域由来であることから、河川ごみ調査ガイドラインの整備やプラスチック削減に向けた取組は、一定の前進が見られるが、沖縄における海外由来の漂着ゴミに対する実効性の確保には弱さを感じた。

既に漂着したごみの回収・処理については、国の財政支援のもと自治体が主体となり対応しているが、沖縄県のように広範な海岸線や離島を抱える地域には、回収コストの高さや人手不足が深刻であり、現行制度の枠組みでは対応が困難であり、特に離島地域における処理体制の確保や、産業廃棄物処理施設の活用・整備に対する支援の在り方については、引き続き国との連携を強化し、具体的な解決策を検討していくことを確認した。

さらに、沖縄や対馬のように国外由来の漂着ごみの影響を大きく受ける地域においては、その負担が地域の責任を超えて、全国一律の支援制度では限界がある。こうした地域に対しては、発生源対策を含めた国際的な枠組みの強化と、重点地域としての位置づけを明確にし、地域特性を踏まえた更なる強化が必要であるとの認識から特別な制度設計及び重点的な財政支援が不可欠であることを強く要請した

・ 「特定利用空港・港湾への指定」については、有事や災害時において自衛隊・海上保安庁の部隊展開や活動を迅速化するため、平時から滑走路や護岸の整備・強化

を国の予算で行うと説明があった。指定されても使用回数が極端に増加することはない。「整備」については、予算面にも優先され整備されることはないとの説明があり、在日米軍の使用が日常化するのかという質問についてはそのような計画は今のところないこと。「目的」については、何故指定しなければならないのか明確な説明はなかった。該当する自治体において、特定利用空港・港湾への指定により特別な予算配分や整備強化が優先されるとの認識は誤りであることを、改めて確認した。

④ おわりに

今回の調査を通じ、観光目的税の制度設計においては公平性・合理性と住民理解の形成が不可欠であり、使途は地域の持続可能性と生活環境の安定に資する視点が重要であると認識した。また、公共交通については広域的な連携のもと県の主体的関与が有効であり、漂着ごみ対策では離島県特有の課題に対応した国の特別な制度支援の必要性を確認した。さらに、特定利用空港・港湾については押し付けではなく、制度の丁寧な説明がないまま進められていることを強く感じた。

Web 44d0f0ca110514c4f32bf0caeb1f2621
2026年03月31日 18:39発行

領収書

下記の金額正に領収いたしました。

次呂久 成泰 様

金額 10,940円（税込み）

但し	運賃・料金として
航空券/料金券番号	1312223046709
航空券/料金券発行日	2025年4月24日
発行所	日本航空
備考	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

消費税率：10%

日本航空株式会社

この領収書は電子で発行しました。

登録番号 T7010701007666

ご利用旅程・運賃・料金明細

ジロク マサタカ 様

2025年4月25日（金）

運賃：離島割引

08:55 石垣

クラス：普通席

10,940 円

便名：JTA600

09:55 沖縄（那覇）

※ご搭乗済みの区間は表示されていない場合がございます。

合計金額 10,940円

2025年4月25日 県内視察調査
（航空運賃 石垣→那覇）

※ 政務活動のため全額充当

充当額
¥10,940-

 JAPAN AIRLINES	Web 44d0f0ca110514c4f32bf0caeb1f2621 2026年03月31日 18:39発行
領収書	
下記の金額正に領収いたしました。	
次呂久 成嶽 様	
金額 10,940円（税込み）	
但し	運賃・料金として
航空券/料金券番号	1312223179408
航空券/料金券発行日	2025年4月25日
発行所	日本航空
備考	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます
消費税率：10%	日本航空株式会社
この領収書は電子で発行しました。	登録番号 T7010701007666

ご利用旅程・運賃・料金明細

ジロク マサタカ 様

2025年4月26日（土）

運賃：離島割引

12:25 沖縄（那覇）

クラス：普通席

10,940 円

便名：JTA609

13:25 石垣

※ご搭乗済みの区間は表示されていない場合がございます。

合計金額 10,940円

2025年4月25日 県内視察調査
（航空運賃 那覇→石垣）

※ 政務活動のため全額充当

充当額
¥10,940-

統一様式－⑧

視察調査報告書

経費区分	視察調査費			
年 月 日	令和7年4月25日（金）			
場 所	おきなわ新風会派室			
相 手 方	税務課課長、企画徴収班長、観光政策課副参事、総務班長			
目 的	宿泊税導入の取組み状況について			
日程概要	月 日(曜日)	時 間	場 所	内 容
	4月25日（金）	13:00	おきなわ新風会派室	宿泊税導入取組み状況について
内 容	6月定例会に上程する予定だった「宿泊税」が見送られることについて 税務課と観光政策課から取組み状況と課題について説明を受けた。			
成果及び所見	宿泊税の用途について、昨年度、観光目的税検討委員会において、「安全・安心で 快適な観光の実現等の用途目的」としてまとめられた。 現在、県において先行事例や専門家の意見等を参考に、自然環境の保全、地域資 源の活用、文化の保全活動の支援等の観点から用途の拡大について検討している。 また、課税対象についても離島住民から対象外にするよう意見が出されていることか ら専門家も含め、検討していくとの説明があった。 離島では児童生徒の大会派遣費や通院など交通コストに加え、更なる負担が強いら れるとの懸念が強い。税制度の基本的な考え・解釈など県民負担軽減のための更なる 調査研究が必要だと感じた。			
備 考				



Web caa9b385ebb81e0b02a78813e626f54a
2025年05月31日 15:24発行

領収書

下記の金額正に領収いたしました。

次呂久 成泰 様

金額 10,940円（税込み）

但し	運賃・料金として
航空券/料金券番号	1312225842333
航空券/料金券発行日	2025年5月29日
発行所	日本航空
備考	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

消費税率：10%

日本航空株式会社

この領収書は電子で発行しました。

登録番号 T7010701007666

ご利用旅程・運賃・料金明細

ジロク マサタカ 様

2025年6月2日（月）

運賃： 旅客割引

08:55 石垣

クラス： 普通席
便名： JTA600

10,940 円

10:00 沖縄（那覇）

※ ご搭乗済みの区間は表示されていない場合がございます。

合計金額

10,940円

2025年6月3～5日 福岡・広島調査
（航空運賃 石垣→那覇）

※ 政務活動のため全額充当

充当額

¥10,940-



JAPAN AIRLINES

Web ef6c611f2a67692397b2502c066395e7

2025年06月02日 11:19発行

領収書

下記の金額正に領収いたしました。

次呂久 成崇 様

金額 10,940円（税込み）

但し	運賃・料金として
航空券/料金券番号	1312226146345
航空券/料金券発行日	2025年6月2日
発行所	日本航空
備考	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

消費税率：10%

日本航空株式会社

この領収書は電子で発行しました。

登録番号 T7010701007666

ご利用旅程・運賃・料金明細

ジロクマサタカ 様

2025年6月7日（土）

運賃：離島割引

17:15 沖縄（那覇）

クラス：普通席

10,940 円

便名：JTA 621

18:15 石垣

合計金額

10,940円

2025年6月3～5日 福岡・広島調査
（航空運賃 那覇→石垣）

※ 政務活動のため全額充当

充当額

¥10,940-

領 収 証

おきなわ新風 様

No. _____

★¥226,000-

但し福岡・広島旅費に致しまして

令和7年5月30日 上記正に領収いたしました

内訳

税率	金額(税抜税込)
10%	205,455
	消費税額等 20,545
税率	金額(税抜税込)
%	消費税額等

登録番号 T8040001051592

アクアトラベル株式会社 沖縄営業所

〒900-0022 沖縄県那覇市樋川2丁目

開南ビル2F

TEL (098) 995-8512 FAX (098) 995-8513



2025年6月3～5日 福岡・広島視察
(航空運賃 那覇→福岡) (宿泊代)

4名分 : 仲宗根悟議員、仲村未央議員、新垣光栄議員、次呂久成崇議員

※ 政務活動のため全額充当

充当額

¥226,000-

eチケットお客様控

ご搭乗手続きはオンラインチェックインをご利用ください。

オンラインチェックインは出発の24時間前からご利用いただけます。

搭乗券をご用意のうえ、保安検査場は出発の20分前までにご通過ください。

搭乗者名: ナカムラ ミオ様

予約番号: 607394995

予約(区間)	航空機/運賃コード	搭乗日	時刻	予約番号	座席
出発 沖縄(那覇)	ANA1202	2025年06月03日(火)	09:45	0134	9C
到着 福岡	運賃コード (往復)バリュー7		11:30		
出発 福岡	ANA1213	2025年06月05日(木)	16:55	0166	10C
到着 沖縄(那覇)	運賃コード (往復)バリュー7		18:35		

ANA にご搭乗の手続きについて

お客様ご自身で「オンラインチェックイン」にてご搭乗手続きをお済ませのうえ、搭乗時にご搭乗ください。オンラインチェックインは出発の24時間前から、ANAアプリまたはANAウェブサイトにて搭乗可能です。搭乗日・搭乗時刻・搭乗機種の搭乗券を入力。またはANAマイレージクラブ会員ログインのうえ、お搭乗ください。
※「ANAアプリ」には搭乗券の入力だけでなく、より簡単にオンラインチェックインをご利用いただくことができます。
一部「オンラインチェックイン」がご利用できないお客様は、搭乗日当日のカウンターにて搭乗手続きをお願いします。
搭乗券をお手持ちの一人様につき1回までご利用ください。出発10分前までに搭乗機内までご搭乗ください。

ご搭乗

飛行機でのフライトを予約されている場合は、出発直前の搭乗手続きカウンターで乗り遅れがある旨をお申し出ください。
機内には持ち込みの荷物制限があります。搭乗前10分前までに搭乗してください。
搭乗券をお預けになっている場合は、搭乗前10分前までに搭乗機内まで搭乗手続きを済ませていただきます。
搭乗前10分前までに搭乗機内に入っていない場合は、搭乗前10分前までに搭乗機内まで搭乗手続きを済ませていただきます。

ご搭乗

1. 本席は、お搭乗の搭乗券に記載されている搭乗券の搭乗券がカウンターで乗り遅れがある旨をお申し出ください。
2. 本席以外の場合は、搭乗前10分前までに搭乗機内まで搭乗してください。
3. 本席以外の場合は、搭乗前10分前までに搭乗機内まで搭乗してください。
4. 本席以外の場合は、搭乗前10分前までに搭乗機内まで搭乗してください。

ANA にご搭乗の手続きについて

1. 本席は、お搭乗の搭乗券に記載されている搭乗券の搭乗券がカウンターで乗り遅れがある旨をお申し出ください。
2. 本席以外の場合は、搭乗前10分前までに搭乗機内まで搭乗してください。
3. 本席以外の場合は、搭乗前10分前までに搭乗機内まで搭乗してください。
4. 本席以外の場合は、搭乗前10分前までに搭乗機内まで搭乗してください。
5. 本席以外の場合は、搭乗前10分前までに搭乗機内まで搭乗してください。

ANA/全日本空輸株式会社
ANA/ALL NIPPON AIRWAYS CO., LTD

2025年05月24日(土) 14:38

eチケットお客様控

ご搭乗手続きはオンラインチェックインをご利用ください。

オンラインチェックインは出発の24時間前からご利用いただけます。

搭乗券をご用意のうえ、保安検査場は出発の20分前までにご通過ください。

搭乗者名: ナカンネ サトル様

予約番号: 607394995

予約(区間)	航空機/運賃コード	搭乗日	時刻	予約番号	座席
出発 沖縄(那覇)	ANA1202	2025年06月03日(火)	09:45	0134	10C
到着 福岡	運賃コード (往復)バリュー7		11:30		
出発 福岡	ANA1213	2025年06月05日(木)	16:55	0166	11H
到着 沖縄(那覇)	運賃コード (往復)バリュー7		18:35		

ANA にご搭乗の手続きについて

お客様ご自身で「オンラインチェックイン」にてご搭乗手続きをお済ませのうえ、搭乗時にご搭乗ください。オンラインチェックインは出発の24時間前から、ANAアプリまたはANAウェブサイトにて搭乗可能です。搭乗日・搭乗時刻・搭乗機種の搭乗券を入力。またはANAマイレージクラブ会員ログインのうえ、お搭乗ください。
※「ANAアプリ」には搭乗券の入力だけでなく、より簡単にオンラインチェックインをご利用いただくことができます。
一部「オンラインチェックイン」がご利用できないお客様は、搭乗日当日のカウンターにて搭乗手続きをお願いします。
搭乗券をお手持ちの一人様につき1回までご利用ください。出発10分前までに搭乗機内までご搭乗ください。

ご搭乗

飛行機でのフライトを予約されている場合は、出発直前の搭乗手続きカウンターで乗り遅れがある旨をお申し出ください。
機内には持ち込みの荷物制限があります。搭乗前10分前までに搭乗してください。
搭乗券をお預けになっている場合は、搭乗前10分前までに搭乗機内まで搭乗手続きを済ませていただきます。
搭乗前10分前までに搭乗機内に入っていない場合は、搭乗前10分前までに搭乗機内まで搭乗手続きを済ませていただきます。

ご搭乗

1. 本席は、お搭乗の搭乗券に記載されている搭乗券の搭乗券がカウンターで乗り遅れがある旨をお申し出ください。
2. 本席以外の場合は、搭乗前10分前までに搭乗機内まで搭乗してください。
3. 本席以外の場合は、搭乗前10分前までに搭乗機内まで搭乗してください。
4. 本席以外の場合は、搭乗前10分前までに搭乗機内まで搭乗してください。

ANA にご搭乗の手続きについて

1. 本席は、お搭乗の搭乗券に記載されている搭乗券の搭乗券がカウンターで乗り遅れがある旨をお申し出ください。
2. 本席以外の場合は、搭乗前10分前までに搭乗機内まで搭乗してください。
3. 本席以外の場合は、搭乗前10分前までに搭乗機内まで搭乗してください。
4. 本席以外の場合は、搭乗前10分前までに搭乗機内まで搭乗してください。
5. 本席以外の場合は、搭乗前10分前までに搭乗機内まで搭乗してください。

ANA/全日本空輸株式会社
ANA/ALL NIPPON AIRWAYS CO., LTD

2025年05月24日(土) 14:37

ご搭乗手続きはオンラインチェックインをご利用ください。

オンラインチェックインは出発の24時間前からご利用いただけます。

搭乗券をご用意のうえ、保安検査場は出発の20分前までに通過ください。

搭乗券番号: アラカキ コウエイ様

搭乗券番号: 607394995

搭乗券番号: ジロク マサタカ様

搭乗券番号: 197778421

都市(区)	便名/機種/運賃種別	搭乗日	予約番号	運賃
出発 羽城(羽城)	ANA1202	2025年06月03日(火)	0134	9H 普通席
到着 福岡	(往復)バリュー7			
出発 福岡				
到着 羽城(羽城)				
出発 福岡	ANA1213	2025年06月05日(木)	0166	11C 普通席
到着 羽城(羽城)	(往復)バリュー7			

ANA便 ご搭乗手続きについて

お客様は、搭乗前日までに「オンラインチェックイン」にてご搭乗手続きをお済ませください。搭乗券をご用意のうえ、保安検査場は出発の20分前までに通過ください。

オンラインチェックインは、搭乗前日までに「ANAマイレージクラブ」会員ロイヤリティのうえ、お搭乗ください。

搭乗券をご用意のうえ、保安検査場は出発の20分前までに通過ください。

搭乗券をご用意のうえ、保安検査場は出発の20分前までに通過ください。

ご注意

搭乗券の払い戻しは、搭乗前日までに「ANAマイレージクラブ」会員ロイヤリティのうえ、お搭乗ください。

搭乗券の払い戻しは、搭乗前日までに「ANAマイレージクラブ」会員ロイヤリティのうえ、お搭乗ください。

搭乗券の払い戻しは、搭乗前日までに「ANAマイレージクラブ」会員ロイヤリティのうえ、お搭乗ください。

ご搭乗について

1. 本席は、お搭乗前日までに「ANAマイレージクラブ」会員ロイヤリティのうえ、お搭乗ください。

2. お搭乗前日までに「ANAマイレージクラブ」会員ロイヤリティのうえ、お搭乗ください。

3. お搭乗前日までに「ANAマイレージクラブ」会員ロイヤリティのうえ、お搭乗ください。

ANA便ご利用に関するお問い合わせ

1. ANA便ご利用に関するお問い合わせは、ANAマイレージクラブ会員ロイヤリティのうえ、お搭乗ください。

2. ANA便ご利用に関するお問い合わせは、ANAマイレージクラブ会員ロイヤリティのうえ、お搭乗ください。

3. ANA便ご利用に関するお問い合わせは、ANAマイレージクラブ会員ロイヤリティのうえ、お搭乗ください。

4. ANA便ご利用に関するお問い合わせは、ANAマイレージクラブ会員ロイヤリティのうえ、お搭乗ください。

5. ANA便ご利用に関するお問い合わせは、ANAマイレージクラブ会員ロイヤリティのうえ、お搭乗ください。

ANA/全日本空輸株式会社
ANA/ALL NIPPON AIRWAYS CO., LTD

2025年05月24日(土) 14:37



ご搭乗手続きはオンラインチェックインをご利用ください。

オンラインチェックインは出発の24時間前からご利用いただけます。

搭乗券をご用意のうえ、保安検査場は出発の20分前までに通過ください。

搭乗券番号: ジロク マサタカ様

搭乗券番号: 197778421

都市(区)	便名/機種/運賃種別	搭乗日	予約番号	運賃
出発 羽城(羽城)	ANA1202	2025年06月03日(火)	0137	11H 普通席
到着 福岡	(往復)バリュー7			
出発 福岡				
到着 羽城(羽城)				
出発 福岡	ANA1209	2025年06月07日(土)	0193	15C 普通席
到着 羽城(羽城)	(往復)バリュー7			

ANA便 ご搭乗手続きについて

お客様は、搭乗前日までに「オンラインチェックイン」にてご搭乗手続きをお済ませください。搭乗券をご用意のうえ、保安検査場は出発の20分前までに通過ください。

オンラインチェックインは、搭乗前日までに「ANAマイレージクラブ」会員ロイヤリティのうえ、お搭乗ください。

搭乗券をご用意のうえ、保安検査場は出発の20分前までに通過ください。

搭乗券をご用意のうえ、保安検査場は出発の20分前までに通過ください。

ご注意

搭乗券の払い戻しは、搭乗前日までに「ANAマイレージクラブ」会員ロイヤリティのうえ、お搭乗ください。

搭乗券の払い戻しは、搭乗前日までに「ANAマイレージクラブ」会員ロイヤリティのうえ、お搭乗ください。

搭乗券の払い戻しは、搭乗前日までに「ANAマイレージクラブ」会員ロイヤリティのうえ、お搭乗ください。

ご搭乗について

1. 本席は、お搭乗前日までに「ANAマイレージクラブ」会員ロイヤリティのうえ、お搭乗ください。

2. お搭乗前日までに「ANAマイレージクラブ」会員ロイヤリティのうえ、お搭乗ください。

3. お搭乗前日までに「ANAマイレージクラブ」会員ロイヤリティのうえ、お搭乗ください。

ANA便ご利用に関するお問い合わせ

1. ANA便ご利用に関するお問い合わせは、ANAマイレージクラブ会員ロイヤリティのうえ、お搭乗ください。

2. ANA便ご利用に関するお問い合わせは、ANAマイレージクラブ会員ロイヤリティのうえ、お搭乗ください。

3. ANA便ご利用に関するお問い合わせは、ANAマイレージクラブ会員ロイヤリティのうえ、お搭乗ください。

4. ANA便ご利用に関するお問い合わせは、ANAマイレージクラブ会員ロイヤリティのうえ、お搭乗ください。

5. ANA便ご利用に関するお問い合わせは、ANAマイレージクラブ会員ロイヤリティのうえ、お搭乗ください。

ANA/全日本空輸株式会社
ANA/ALL NIPPON AIRWAYS CO., LTD

2025年05月24日(土) 14:54

調査研究費

読者の心を 繋ぐ本舗
御菓子御殿

御菓子御殿 国際通り松尾店
TEL:098-862-0334
FAX:098-862-6334

事業者No:T8-3600-0100-9352

お買上げ明細書

No.2506030200542 001
TFSEIeNo.15008114273685848378
2025年06月02日(月) 18:44
担当:1963 レジNo.2

商品名	数量	金額
紅いもタルト (10個入)		
軽)4992866070296		4,860
3×		単1,620
◎レジ袋(M)		
1003050000111		9
3×		単3
小計(6点)		4,869
10%内税計		9
(10%内税額		0)
8%内税計		4,860
(8%内税額		360)
合計		¥4,869
お預		¥5,000
お釣		¥131

軽):軽減税率対象商品

(株) 御菓子御殿
沖縄県中頭郡読谷村字宇座657-1
<http://www.okashigoten.co.jp/>



2025年6月3～5日 福岡・広島視察
(お土産代)

※ 政務活動のため全額充当

充当額

¥4,869-

No. 080

2025 年 6 月 3 日

領 収 書

おきなわ新風 様 **クレジット扱い**

収入印紙

金額				¥	6	8	5	6	円
----	--	--	--	---	---	---	---	---	---

ただし、E×5月29日西日本扱い分として（消費税率10%、税込）
上記の金額を領収しました。

福岡市博多区博多駅前3
九州旅客鉄道株式会社
登録番号:T629000

箇所名 博多駅

御注意 領収日付及び箇所名の無いもの、並びに金額を訂正したものは無効です。

134,000 × 0.1
= 68,560-

2025年6月3～5日 福岡・広島視察
(鉄道運賃 博多⇄広島)

4名分：仲宗根悟議員、仲村未央議員、新垣光栄議員、次呂久成崇議員

※ 政務活動のため全額充当

充当額

¥68,560-

統一様式－⑧

視察調査報告書

経費区分	視察調査費			
年 月 日	令和7年6月3～5日			
場 所	広島県、福岡県			
相 手 方	広島県、福岡県、福岡県議会			
目 的	宿泊税、訪問税、性暴力根絶条例について			
日程概要	月 日(曜日)	時 間	場 所	内 容
	6月3日(水)	14:00	宮 島	訪問税について
	6月4日(木)	10:00	広島平和記念資料館	展示概要について
	6月4日(木)	13:30	広島県庁	宿泊税について
	6月5日(金)	10:30	福岡県議会	性暴力根絶条例について
内 容	訪問税、宿泊税について 性暴力根絶条例について			
成果及び所見	別紙			
備 考				

おきなわ新風政務視察調査所感

おきなわ新風 仲宗根 悟

政務調査方面：広島県廿日市市、広島市 福岡県福岡市

旅行期間：令和7年6月3日（火）～6月5日（木）

6月3日 広島県廿日市市宮島町

宮島は日本三景（松島・宮城県、天橋立・京都、宮島・広島）の一つで、ユネスコ世界文化遺産に「厳島神社」として登録された海に浮か大島居が有名な島です。

2023年から宮島訪問税100円を導入、宮島口旅客ターミナルから宮島栈橋へ向かう改札口にて訪問税の告知説明版の確認。運賃と訪問税を支払う。案内所の職員へ訪問税について伺う。この収入は、受け入れ環境の改善や観光地の魅力向上に充当されとのこと。

厳島神社までの沿道と商店街を徒歩で見学したが整備がよく施されている印象だ。2024年の来島者480万人で過去最高を記録した。特に世界遺産指定以降、海外からの観光客の増加が著しいとのこと、私たちの訪ねた時も殆どが海外からの観光客で占めていた。宮島へのフェリーは約10分、運賃片道大人（中学生以上）200円、こども（小学生6歳～12歳）100円。かなり安く設定されている。また、一年分を一時に納付する場合は訪問者一人1年ごとに500円。

宮島訪問税の対象とならない方

- ① 宮島町の区域に住んでいる市民
- ② 宮島町にある事業所・事業所に通勤するもの
- ③ 宮島町にある学校に通学する者
- ④ 未就学児
- ⑤ 学校（大学を除く）に就学し、修学旅行その他の学校教育上の見地から行われる行事、活動等に参加している者並びにその引率者及び付添人。→廿日市市が定める様式を学校長が証明を行い、その証明書を船舶運航業者に提出し、運賃のみを支払う。
- ⑥ 療育手帳、精神障害者保健手帳又は身体障害者手帳を交付されている障害者。

6月4日 広島県議会にて広島県宿泊税の導入について

対応者：広島県商工労働局 観光課 観光戦略推進グループ主査 河村正彦氏

広島県税務局 税務課 主査 増田晃久氏

宿泊税が令和8年4月1日からスタートすることから制度の中身について伺った。導入目的や制度概要、宿泊税を活用した使途等を伺う。

目的について

観光を県経済の成長を支える産業の一つとしていくために。

- ① 滞在時間の延長や宿泊の増加につながる旅行者の満足度や利便性の向上。
- ② 今後も増加が見込まれる旅行者の受入環境の充実といった新たな課題。

などに果敢に取り組んでいくことが不可欠であり、これまで以上に大幅に拡大した規模で、今後の観光施策を充実・強化していくことが必要である。このため、中長期にわたって安定的に一定規模の財源を確保する必要があることから、宿泊税を導入することとした。

使途について協議会などで議論して決めていかれるのか。

広島県では協議会では考えていない。商工労働部と財政部で決めていく。有識者から意見を頂くこともあり得る。

配分の考え方についてはどうか。

宿泊施設を重点に置くとどうしても偏りが発生するので、市町の実情も検討していく。使途としてのオーバーツーリズム、環境の保全の目的に入りますか。

目的に入っているが広島県はオーバーツーリズムで問題になっている地域は少なくとももっと来てほしい段階、宮島へ向かうための駐車場が見つからなくて交通渋滞があるのがオーバーツーリズムかなと思っている。観光客が多すぎて住民が困っている地域は限られている。今は宿泊税を使って大きく取り組むところまでは至っていない。

県の導入・市町の導入で後先になった場合の懸念は。

県としての導入検討が始まった段階で、市町の導入が手を挙げなかった。ホテル業界からの大反対の声もなかった。導入が決まった段階で協議ではなく、説明会・意見交換会を開き進めさせてきた。

宿泊税のベースの考え方

未だ、課税免除と免税点については調整中、福岡県をモデルにしている最もシンプルな形で、一人1泊200円宿泊料金に関係なく定額制。基本的には、旅行者さんに宿泊税を支払ってもらおうという事で広島県に滞在中の行政サービス、色々な受け入れ整備など、受益に対して課税させて頂く考え方なので宿泊料金に応じて受益が変わる訳ではないので定額制とした。就学旅行や通院等の課税免除や合宿のような1泊400円から1000円の宿泊所もあって200円は高すぎるという問題もあって免税点を設定しようというところが途中出てきてパブリックコメント、県議会の意見等が出て、総合的に判断して最終的に、修学旅行を課税免除にして免税点は6,000円を入れることで折り合った。

6月4日 広島平和記念資料館について

対応者：副館長・学芸展示課長 豆谷俊宏氏

平和資料館本館と平和教育等に活用する平和資料館東館2棟の展示館がある。

調査事項3点について

- ① 体験者の証言を展示するにあたって、その事実確認について困難な事例等があるか。
- ② 原爆が絶対悪であることを世界中の人々に発信するために、展示にどのような工夫や課題がありますか。
- ③ デジタルアーカイブの取り組み、オープンソースとして平和教育等に活用することについて

展示資料館本館は8月6日に何が起こったかを展示物を見て頂いて戦争の実相を知って

いただく。東館は平和学習的な展示その原因の原爆がどのように開発された経緯なぜ日本に投下され、その中でもなぜ広島・長崎なのかを非常に詳しく説明している。

それは、決して主観的な視点ではなく、学識経験者含めて綿密な資料の収集、アメリカの公文書館に行って開示されている資料を全部集めて、原爆が投下されたまでの経緯をコピーして展示してあり、極めて客観的にニュートラルにどうして広島に投下されたのか解説している。この考え方の一部の戦争終結を早めるためという説があるが、必ずしもアメリカではそういう議論がされていた訳ではなく、20億ドル掛けて開発された原爆を使用することで国民に対して予算投入を正当化すること、ソ連に対して優位に立ちたい思惑、或いは兵器としての威力を実証するため、空襲を受けてない丸裸なオリジナルのままにしておいてその都市に落とす。16の候補地の中から広島・長崎、天候によっては小倉という。そういうことを全部資料館で紹介している。資料館をじっくり見て頂き歴史の事実を知っていただく。もう一つの視点で当時のことを知ろうとすれば被爆者の証言が重要な手がかりで、証言というものは個人的な思いはどうしてもある、原爆を落とされた憎しみ、家族を奪われた感情がどうしても出てしまうが、個々がどう思われたかは、否定されるべきではない。

修学旅行向けに被爆体験講和の実施している。また、子ども向けに地下に平和学習の展示スペースの設置を計画している。広島サミット後に海外からの入館者が大幅に増えた。(視察当日も海外から見学者の数が圧倒していた)

被爆者の存在が高齢化を迎え証言活動が出来なくなっている、広島市の取り組みで伝承者を養成している。被爆者から当時の様子を聞き取ってもらう上で資料館の基礎レベルの話を1年の研修期間を経て教習してその趣旨を理解してもらい、活動をしている。

6月5：日 福岡県議会にて性暴力根絶条例について

対応者：福岡県人づくり・県民生活部生活安全課長補佐 合田一成氏

参事補佐兼性暴力・犯罪被害対策課係長 奥田麻衣子氏

福岡県は、「福岡県における性暴力を根絶し、性暴力から県民等を守るための条例」の下、県、県民、事業者、市町村の各主体の責務、具体的な取り組みとして、①性暴力に関する教育活動及び研修の実施。②性暴力に関する広報・啓発活動。③性暴力を防止する環境整備。性暴力被害者支援に加え、性暴力加害者対策として、再発防止や社会復帰を望むときに相談できる窓口を設置し、専門的な指導プログラム又は治療受診の勧奨及び社会復帰の支援を行うと性暴力根絶に向けた対応指針を定めた取り組みを行っている。

被害者支援は従来からどこの県も熱心に取り組んでいるが、加害者の社会復帰に向けた指導プログラム・教育が条例に盛り込まれた特徴的な福岡県の先行的な取り組みだと感じた。

所感 (次呂久成崇)

◎広島県宿泊税について

今回の広島県における宿泊税導入の説明を通じて、宿泊税は単なる新たな税收確保策ではなく、観光を地域の成長産業として位置づけ、そのための安定財源を確保する政策手段として導入されていることがよく分かった。特に、旅行者の満足度向上、滞在時間の延長、宿泊増につながる受入環境整備や観光コンテンツの強化に重点を置いている点は印象的であり、観光振興を中長期的に支える財源として宿泊税を位置づけている点は参考になった。

また、広島県では、コロナ禍により一度検討を中断しながらも、観光立県推進基本計画の中であらためて必要性を位置づけ、関係者との意見交換やパブリックコメントを経て条例可決、総務大臣同意に至っており、導入までの過程を丁寧に積み重ねてきたことが確認できた。宿泊税の制度設計に当たっては、当初はシンプルな一律定額制を想定しつつも、関係者との協議の中で修学旅行の課税免除や免税点の設定を盛り込むなど、現場の実情に応じた調整が図られていた点も重要である。

一方で、広島県の事例は、広島市など主要自治体が独自導入に慎重であったこと、また強い反対が大きく表面化しなかったことから、県として比較的円滑に制度化を進められたという特徴があった。これは、県と市町村の間で宿泊税の取り扱いや二重課税に近い調整問題が大きく生じていないことを意味しており、その点では沖縄県とは事情が異なると感じた。特に本県では、宿泊施設が集中する地域と、自然環境や観光資源を有しながら宿泊施設が少ない地域との間で、税收配分の公平性が大きな論点となるため、広島県のような比較的単純な構図のままでは整理できない課題があることを改めて認識した。

さらに、広島県では市町への交付金制度について、新規・拡充事業を前提にしつつ、宿泊者数だけでなく、意欲的な提案や先進的な取組を重視して配分する考え方が示されていた。単純な宿泊実績のみで配分するのではなく、政策目的に沿った提案を評価しようとする発想は参考になる一方で、宿泊実績の乏しい自治体や人的体制の弱い自治体が不利になり得る面もあり、離島町村を多く抱える沖縄県ではより丁寧な制度設計が求められると感じた。

また、説明の中では、オーバーツーリズム対策や自然環境保全、さらには観光客増加に伴うごみ処理や水道等の行政負担の増加については、広島県では現時点で大きな議論になっていないことも確認できた。しかし、本県、とりわけ離島地域では、観光振興と生活環境保全、自然環境保全、行政サービス負担の増加は密接に関わる。宿泊税を導入するのであれば、観光振興策だけでなく、地域住民の生活や環境保全にどう

資する制度とするのかまで含めて整理する必要があると強く感じた。

加えて、修学旅行を課税免除とした一方で、部活動や大会参加による宿泊などは対象外となる制度整理についても示唆を得た。沖縄県では離島県という事情から、教育活動や大会参加に伴う宿泊の位置づけはより重要な論点となるため、広島県の制度をそのまま当てはめるのではなく、本県の地理的・教育的実情を踏まえた免除の考え方を検討すべきである。

広島県の視察を通じて、宿泊税導入には「導入そのもの」以上に、何を目的に課税するのか、誰にどのように還元するのか、市町村との役割分担と配分の公平性をどう確保するのかが極めて重要であることを再認識した。沖縄県においては、観光振興のみならず、離島地域の自然環境保全、生活基盤維持、受益と負担の公平性まで視野に入れた制度設計が必要であり、今回の広島県の事例は、その違いや課題を浮き彫りにするうえで大変有意義な視察であった。

◎広島平和記念資料館

広島平和記念資料館の展示は、原子爆弾による被害の現実を、極めて具体的かつ個人の視点で伝えている。被爆者の遺品や証言に触れる中で、戦争は「国家の出来事」ではなく、「一人ひとりの人生を奪う現実」であることを強く認識した。また、沖縄戦との共通点と相違点を考えることで、日本における戦争の記憶と平和の在り方について深く考える必要があると感じた。

広島と沖縄に共通する最大の特徴は、一般住民が戦争の中心的な被害者となった点である。広島では、一発の原子爆弾により都市全体が壊滅し、多くの市民が一瞬にして命を奪われた。一方、沖縄では地上戦が行われ、住民が戦闘に巻き込まれただけでなく、壕（ガマ）に避難する中で命を落とすなど、長期間にわたって甚大な被害が続いた。いずれも、「軍人ではない人々が犠牲となる戦争の本質」を示している点で共通している。このことから、戦争はどのような形であっても、最終的には民間人に深刻な被害をもたらすものであり、決して「限定的」なものではないと強く感じた。

一方で、広島と沖縄には戦争の形において重要な違いがある。広島は「一瞬で壊滅する戦争」の象徴であり、核兵器の非人道性を示している。沖縄は「長期間にわたり住民が戦場に置かれる戦争」の象徴であり、この違いは現代にも重要な示唆を与える。現在の安全保障議論においては、「抑止」や「基地機能強化」といった言葉が使われるが、広島と沖縄の歴史は、どのような戦争であっても住民が犠牲になるという現実を突きつけている。特に沖縄では、地理的条件から再び前線となる可能性が議論されている中で、単なる軍事的議論にとどまらず、住民保護の視点が極めて重要であると考えられる。

広島平和記念資料館と沖縄の平和祈念資料館はいずれも、戦争の記憶を伝える重要

な役割を担っている。このような資料館から今の社会に何を問いかけるのか、将来に向けて何を選択するのかを考えることが大切であり、近年は戦争体験者の高齢化により「記憶の継承」が課題となっているが、だからこそ、資料館の役割はさらに重要になっていると感じた。

広島平和記念資料館で感じたのは、戦争の悲惨さだけではなく、「それを未来にどう生かすか」という問いであった。沖縄戦の記憶と重ね合わせることで、平和とは単なる理念ではなく、具体的な政策と行動によって支えられるべきものであると強く認識した。

◎福岡県「性暴力根絶条例」について

福岡県の「性暴力根絶条例」は、全国でも先駆的（議員提案・全国初）に制定された条例で、予防・被害者支援・再犯防止を一体で進めており以下の点が特徴的だった。

第一に性暴力を「人権侵害」と位置づけ被害者の尊厳回復を重視、県・市町村・事業者・県民の責務を明確化している。単なる犯罪対策ではなく、社会全体で根絶する仕組みになっていた。具体的には予防・啓発（未然防止）の取組みとして、学校や地域での教育・研修の実施し性暴力の定義や具体例の周知、県民・事業者への広報啓発の強化を行っている。特に「同意のない性的行為＝性暴力」と明確化し、痴漢・盗撮なども明確に位置付け、施設管理者（学校・交通機関など）に防止責務がある。同意」概念を条例で明確化した点は非常に重要だと感じた。

また、被害者支援（ワンストップ型）など被害者が「たらい回しにならない」体制づくりや加害者対策（再犯防止）として専門プログラムによる再犯防止、社会復帰支援（生活・就労支援）や医療機関との連携が福岡県の取組みの大きな特徴であり、加害者対策まで踏み込んでいた。福岡県の条例は、「予防・支援・再犯防止」を一体化した総合型モデルであり参考になった。

面 談：広島県商工労働局観光課観光戦略推進グループ（河村正彦主査）

広島県総務局税務課（増田晃久主査）

調査事項：R8年4月施行となる「広島県宿泊税」の取り組みと課題について

- ・国内有数の修学旅行・学習旅行のメッカであることから、導入にあたって、免税対象者や免税点をどのように整理したのか、類似の議論があったのか関心があった。1人1泊一律200円、課税免除は修学旅行に限定、免税点は6,000円に設定。沖縄県では離島住民から要望のある、教育活動一般については特段の考慮はない
- ・広島県への来訪者は陸路が圧倒的であり、移動手段も公共交通を利用し、県内での宿泊を伴わないケースが多い。8,400万人観光客に対し、宿泊客は1500万人で、全体の17%であり、ここが沖縄観光とは決定的に違う要素だった。それゆえ宿泊税の導入に関し、業界や広島市は慎重な様子である（広島県の導入には大きな反対はなかった）
- ・導入によって観光政策の安定的な財源を確保し、地域の分散化、宿泊の増加、滞在時間の延長につながるコンテンツの強化を図る
- ・資源が広島市と宮島に集中しているため、「広域的な視点から計画的かつ一体的に進めていくべきテーマや課題への取組」、「地域課題の解決に向けた先進的モデルとなり得る取組」について、市町からの意欲的な提案を取り入れ、優先的な配分を検討する方針を打ち出している。宿泊施設の偏在は、沖縄県においても同様であり、市町村との連携、交付金の配分の考え方について参考になった

面 談：広島平和記念資料館 豆谷利宏副館長・学芸展示課長

調査事項：資料館の理念、展示内容と構成について

- ・1945年8月6日の原爆投下から4年後、1949年8月には「広島平和記念都市建設法」が公布・施行され、同年9月には、広島市中央公民館に「原爆参考資料陳列室」が設置され、原爆被災資料の公開展示が始まったという。戦後の米軍政府統治下にあった沖縄とはこの時点でまったく違う環境にあったことに愕然とした
- ・1952年「広島平和記念都市建設計画」決定（広島市）、1955年6月「平和記念館」開館、同年8月「平和記念資料館」開館
- ・今回の視察で、直接伺って、最も聞きたかったのは資料館の展示にどのような方針、理念があるか。折しも沖縄では、西田昌司参議院議員が、ひめゆり資料館の展示をめぐる「歴史の書き換え」や「沖縄の場合には地上戦の解釈を含めて、かなりむちゃくちゃな教育のされ方をしている」等発言があり、沖縄県議会は5月16日、発言の謝罪・撤回を求める抗議決議を可決したばかりだ。原爆投下による惨状、被爆者の証言を伝え、原爆の非人道性を訴え、核兵器の廃絶を求める広島平和記念資料館の展示に対し、例え

ば、戦争を早く終結させるため原爆投下は仕方なかったなど、批難があるのかどうか

- ・ 豆谷副館長はこの質問に、歴史資料の展示に徹していること、特に、情報公開で明らかになった米政府文書を展示することにより、客観的事実として検証可能であることを話された
- ・ 展示はまさしくその通りだった。原子爆弾の破壊力を最大に発揮する地形的な要素、これに合致する全国各地の候補都市の列举、最終的な絞り込み、その上で、ターゲット（目標位置）に正確に投下するための飛行訓練が重ねられ、投下直後の破壊力を評価するための撮影やサンプル入手など科学的検証が綿密に実施されたこと等が、米政府の一次資料を基に確認できる展示になっていた
- ・ 原爆の開発に莫大な血税を投じたことに批判が向かぬよう、国内世論を気にしている政府の動向も、米側の記録によって確認できる
- ・ 2017 年～のリニューアルを経て、証言の分厚さと豊富な一次資料が、原爆投下にまつわる史実を、揺るぎなく伝えていると感じた
- ・ 戦後 80 年が経過する中、戦争体験を風化させず、後世にどう伝えるのか。核兵器廃絶の声を世界じゅうに広げることは、今日喫緊の課題である。資料によって証言を裏付ける作業は、沖縄県においてもますます重要性を帯びている。広島取り組みに学び、相互に連携し、平和行政を推進する体制づくりに生かしたい

面 談：福岡県人づくり・県民生活部生活安全課

（合田一成課長補佐、奥田麻衣子参事補佐兼性暴力・犯罪被害対策係長）

調査事項：「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」（H31 年制定）に基づく福岡県の取り組み、実績について

- ・ 沖縄県でも制定してほしいとの声が寄せられている。福岡県は、議員提案条例で制定された経過があり、県行政の実践にどう生かされているのか調査した
- ・ 条例に基づく施策の柱となっているのは①教育・啓発②被害者支援③加害者対策の 3 本
- ・ 特に①と③において具体的で実効性のある施策が展開されており、条例制定の意義が確認できる
- ・ ①教育・啓発では「性暴力対策アドバイザー」を養成し、学校等への派遣事業を展開。これまでに 100 名余のアドバイザーが養成され、現在約 60 名が実働している
- ・ アドバイザーは、研修とテスト（試験）を経て就任し、その後も定期的に研修が義務付けられている（専門性の確保）
- ・ 公立学校では、小学校において 2 年に 1 度、中学校において 3 年に 1 度、アドバイザーによる授業が確保される。学齢に応じた教材や学校マニュアル、Q&A も開発され活用

調査報告： 仲村 未央（おきなわ新風）

されている（HP 検索→福岡県・性暴力根絶条例→性暴力対策アドバイザー学校マニュアル事業）

- ・③加害者対策では、条例に基づき「住所等届出制度」が導入され 18 歳以下の子どもに加害を行った者に住所等の届出を促す。警察による監視等が目的ではない（警察への名簿提供はない）
- ・届出をする者は服役者に限らない。自ら加害（可能性）を自覚する者を含む
- ・加害者を相談（相談実績は令和 2～6 年で 461 件）と「再犯防止専門プログラム」による支援につなげる。プログラム受付実績は 225 件
- ・性犯罪の認知件数自体は前年比増加傾向にあるが、都道府県順位において福岡県は、歴代 2 位から 11 位（令 6）まで下がった
- ・警察・更生行政の範囲では捉えにくい、「教育」や「加害者支援」の施策が、県独自の条例制定により丁寧に実施されている。県民・教育機関・当事者に対し、具体的な施策を通じたアプローチがなされることによって、啓発、犯罪抑止につながっているものと思われた

以上

令和 8 年 4 月 27 日

令和 7 年度 おきなわ新風 政務調査研修報告書
観光目的税(宿泊税)及び性暴力根絶条例について

会派名：おきなわ新風
氏名：新垣光栄

今回、私たちは、沖縄県が抱える政策課題の解決に資することを目的として、観光宿泊税制度導入への理解を深めるため、2023 年より訪問税（100 円）を導入している宮島及び広島県における先進的な取組について調査・視察を実施した。

あわせて、広島平和記念資料館における平和学習の取組並びに福岡県における性暴力根絶条例についても調査を行い、多角的な視点から制度や施策の在り方について理解を深めた。今回の調査・視察を通じて、本県が直面する諸課題への対応に資する有益な知見を得ることができた。

1 視察調査 広島県、福岡県

① 視察先 宮島町、広島県議会、広島平和記念資料館、福岡県議会

② 視察期間 令和 7 年 6 月 3 日（火）～ 6 月 5 日（木） 3 日間

・ 6 月 3 日（火）：

1 広島県

廿日市市宮島町の宮島訪問税について

2 広島県議会

広島県宿泊税の導入について

・ 6 月 4 日（水）：

1 広島県

広島平和記念資料館について

・ 6 月 5 日（木）：

1 福岡県議会

福岡県における性暴力根絶条例について

2 視察目的

① 入島税（宮島訪問税）と広島県における宿泊税導入の取組状況と用途について

② 平和行政と平和学習と広島平和記念資料館の運営状況について

③ 福岡県における性暴力根絶条例について

3 所 感

① 入島税（宮島訪問税）と広島県における宿泊税の取組状況と使途について

・宮島では、2023 年より「宮島訪問税（入島税）」として 1 人 1 回 100 円の課税を導入し、宮島口旅客ターミナルにおいてフェリー運賃とあわせて徴収する仕組みが構築されている。課税対象外についても、宮島町区域内の住民や通勤・通学者、各種障害者手帳の交付を受けている者などが明確に規定されており、地域生活への配慮がなされている。税収は観光客の受入環境整備や魅力向上に活用されており、沿道や商店街の整備状況からもその効果がうかがえた。2024 年の来島者数は約 480 万人と過去最高を記録し、特に海外からの観光客の増加が顕著である。こうした取組は、島という特性を活かした徴収方法により実効性と公平性を確保しつつ、低額負担で観光振興と環境整備の両立を図っている点に特徴がある。

・広島県では、2026 年 4 月 1 日から宿泊税（1 人 1 泊 200 円、6,000 円未満非課税）の導入が予定されており、観光を基幹産業と位置付け、受入環境の充実と安定財源の確保を目的に制度設計が進められている。福岡県を参考とした簡素な仕組みのもと、市町村や宿泊業界から大きな反対もなく、説明を重ねながら円滑な合意形成が図られている点が特徴的である。特に税収の配分については、宿泊施設に偏ることなく県に一定の裁量が確保されており、この点は沖縄と大きく異なると感じた。また、観光産業に関わる関係者においても、全体最適を志向する姿勢と一定の余裕が感じられた。

・今回の視察を通じ、沖縄の観光のあり方には看過できない課題があるのではないかと強く認識した。観光産業や自治体の取組が、地元産業全体への波及や地域の持続的発展に十分結び付いているとは言い難く、収益確保に偏重し、観光の質や地域還元の視点が相対的に弱い側面があるのではないかと感じた。このままでは持続可能な観光地としての将来像に懸念を抱かざるを得ない。宮島においては、フェリー事業者を含め地元の各主体に一定の経済的余裕が感じられ、観光地全体としてバランスの取れた運営がなされている印象であった。こうした差異は、制度設計の明確さと地域全体での合意形成の質の違いに起因する。沖縄においても抜本的な見直し求められる段階にあると認識した。

② 平和行政と平和学習と広島平和記念資料館の運営状況について

広島平和記念資料館は、本館と東館の二館体制により展示が構成されている。本館では 1945 年 8 月 6 日に何が起こったのかを被爆資料を通じて伝え、戦争の実相を直感的に理解させる内容となっている。一方、東館では平和学習を主眼に、原爆開発の経緯や投下に至る背景、なぜ広島・長崎が対象となったのかについて、国内外の公文書等に基づき体系的かつ客観的に解説している。特に、アメリカ公文書館の資

料を活用し、戦争終結のためだけでなく、対外戦略や兵器実証など複合的要因を中立的に提示している。

また、被爆者の証言については、個人の感情が伴う側面を踏まえつつも、史実と適切に区別しながら展示や講話に活用している。被爆者の高齢化に対応するため、伝承者の養成やデジタルアーカイブ化を進めるなど、継承の取組も着実に実施されている。歴史認識の多様化が進む中で、沖縄県平和祈念資料館と同様に、証言と客観性のバランス、多様な来館者への対応といった課題は存在するものの、広島においては資料に基づく説明の徹底により、比較的安定した運営がなされていると感じた。

広島取組は、証言を尊重しつつも、一次資料に基づく客観的な歴史提示を軸に据えている点に大きな特徴がある。これにより、来館者に対して感情だけに依拠しない、深い理解と主体的な思考を促していると評価できる。このような展示を支えているのは、学芸員等の専門人材の充実や十分な予算規模であり、この点は沖縄との大きな差異であると感じた。沖縄においても、持続的かつ信頼性の高い平和教育を実現するためには、体制面の強化とともに、史実と証言を適切に位置付けた展示手法の更なる工夫が必要であると実感した。

③ 福岡県における性暴力根絶条例について

福岡県は、「福岡における性暴力を根絶し、性暴力から県民等を守るための条例」のもと、県民、事業者、市町村それぞれの責務を明確に位置づけ、性暴力根絶に向けた総合的な取組を推進している。

具体的には、性暴力に関する教育活動や研修の実施、広報・啓発活動の展開、さらには未然防止のための環境整備を進めている。また、被害者支援の充実に加え、加害者対策にも踏み込み、再発防止や社会復帰を望む者が相談できる窓口を設置するとともに、専門的な指導プログラムや治療受診の勧奨、社会復帰支援を行うなど、「性暴力根絶に向けた対応指針」に基づく実効性のある施策が展開されている。

従来、被害者支援は多くの自治体で積極的に取り組まれてきたが、加害者の再発防止及び社会復帰にまで踏み込み、そのための指導プログラムや教育を条例に明確に位置づけている点は、福岡県の特徴的かつ先進的な取組である。

この調査を通じて、性暴力の根絶には被害者支援のみならず、加害者対策を含めた包括的な施策が不可欠であることを強く認識した。特に再発防止の仕組みを制度として確立し、社会復帰までを見据えた支援を行うことは、将来的な被害の未然防止の観点からも重要であると感じた。

このような取組は、沖縄県でも参考とすべき先進事例であり、今後の条例整備や施策検討において、被害者支援と加害者対策を一体的に推進する仕組みの構築が必要と感じた。

④ おわりに

今回の視察調査では、広島県における訪問税・宿泊税の先進的な制度設計と合意形成のあり方、広島平和記念資料館における史実に基づく平和学習の取組、さらに福岡県における性暴力根絶条例の包括的施策について理解を深めた。いずれの事例も、明確な制度設計と関係主体の連携により実効性を確保している点に特徴がある。沖縄県においても、観光振興、平和教育、社会課題対策の各分野において、制度の具体化と実効性確保の観点から施策の再構築を図る必要がある。今回得られた知見を今後の政策立案に積極的に活かしていく必要がある。

 JAPAN AIRLINES	Web 032b06562a630a9292f98223b3c9ea26 2026年03月31日 18:30発行
領収書	
下記の金額正に領収いたしました。	
次呂久 成素 様	
金額 11,490円（税込み）	
但し	運賃・料金として
航空券/料金券番号	1312230154706
航空券/料金券発行日	2025年7月18日
発行所	日本航空
備考	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます
消費税率：10%	日本航空株式会社
この領収書は電子で発行しました。	登録番号 T7010701007666

ご利用旅程・運賃・料金明細

ジロク マサタカ 様

2025年7月23日（水）

運賃：離島割引

11:05 石垣

クラス：普通席

11,490 円

便名：JTA608

12:10 沖縄（那覇）

※ご搭乗済みの区間は表示されていない場合がございます。

合計金額 11,490円2025年7月24日 県内調査
（航空運賃 石垣→那覇）

※ 政務活動のため全額充当

充当額
¥11,490-



JAPAN AIRLINES

Web d7ec35bc366aa546962288d4b2e23b22
2026年03月31日 19:11発行

領収書

下記の金額正に領収いたしました。

次呂久 成崇 様

金額 11,490円（税込み）

但し	運賃・料金として
航空券/料金券番号	1312230562407
航空券/料金券発行日	2025年7月24日
発行所	日本航空
備考	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

消費税率：10%

この領収書は電子で発行しました。

日本航空株式会社

登録番号 T7010701007666

ご利用旅程・運賃・料金明細

ジロク マサタカ 様

2025年7月24日（木）

運賃：離島割引

18:10 沖縄（那覇）

クラス：普通席

11,490 円

19:05 石垣

便名：JTA625

※ご搭乗済みの区間は表示されていない場合がございます。

合計金額 11,490円

2025年7月24日 県内調査
（航空運賃 那覇→石垣）

※ 政務活動のため全額充当

充当額

¥11,490-

統一様式－⑧

視察調査報告書

経費区分	視察調査費			
年 月 日	令和7年7月24日（木） 午後2時～午後4時			
場 所	沖縄県教職員組合会館会議室			
相 手 方	沖縄県教職員組合員			
目 的	県内教育の状況と課題について			
日程概要	月日(曜日)	時 間	場 所	内 容
	7月25日（木）	14:00	沖縄県教職員組合会館	県内教育の状況と課題
内 容	・県内教育の状況と改正給特法について ・メンタルヘルス対策「健康確保措置」について			
成果及び所見	・教職員の働き方改革とメンタルヘルス対策の一体的な取組みについて ・義務教育費国庫負担制度について ・「医療行為」等の学校導入について 県内の2023年度の教員の精神疾患による病気休職者数は268人で過去最多で17年間全国ワーストが続いており、増加の一途を辿る厳しい状況にあり、現場の厳しい職場環境について説明を受けた。 教職員組合が実施したアンケート調査でもその実態と課題が浮き彫りとなっており、早急な対策が急務だと感じた。 教職員のメンタルヘルスや人事評価制度、労働条件の改善など課題が山積しており県議会でも「教職員の働き方改革とメンタルヘルス対策の一体的な取組みに関する請願」が全会一致で採択されたことから、内容の実現に向け全県的に取組んでいかなければならない。 今回の学習会を踏まえ、今後の政策提案に活用していきたい。			
備 考				

LAWSON

国頭浜店
沖縄県国頭郡国頭村
字浜兼久原 5 2 1 - 5
電話：0980-41-3963

領 収 証

2025年9月11日（木） 11:28

おきなわ新風 様

合 計 ￥ 7 2 0 -
(10%対象 ￥720)
(内消費税等 ￥65)

但し、コピー代として
上記正に領収いたしました

<本証取扱い上のお願い>
財布・手帳等に入れ保管頂く場合、
印刷面を内側に折って保管をお願い
いたします。

管理番号：05025835 00023367

2025年9月11日 県内視察
（資料代）

※ 政務活動のため全額充当

充当額

¥720-

やんばるの海岸や護岸の侵食について考える現地視察の案内

1.趣旨

今年の2月4日の琉球新報に、琉球大学とミネソタ大学の国際共同研究チームによって、100年間で沖縄島の自然海岸が100km以上消失しているという衝撃的な実態が発表された。

辺野古新基地建設の地盤改良に用いる海砂が沖縄島周辺のあらゆるところから採取されれば、さらに甚大な環境破壊につながる事が懸念される。現在のやんばるの海岸や護岸の侵食が進んでいる状況を視察することにより、“次世代に残さなければならない沖縄の海と暮らしを守るための方策”を皆で考える機会とする。

私たちは大宜味村の人工ビーチ建設問題に関連して、2024年7月に大宜味村沿岸をドローンによって調査した。その結果海岸や護岸の侵食が著しいことが判明した。その後、辺野古新基地建設の海砂採取問題に関連して、国頭村、名護市へも調査区域を広げた。

やんばるの海岸で特に侵食の影響が大きい大宜味村と国頭村西海岸で行った調査箇所と、北上田さんが県の海岸防災課から情報公開で入手した砂利採取(海砂採取)の位置図を合成した。(右図参照)

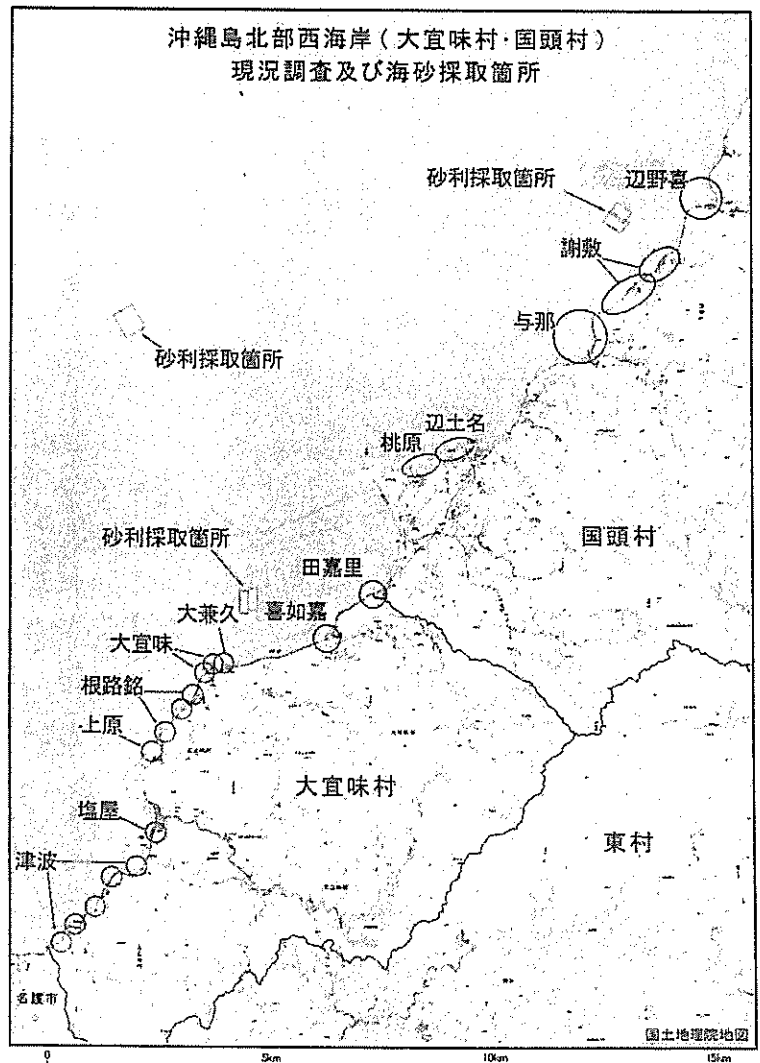
国土交通省が2017年11月2日に有識者会議に提出した「砂浜保全に関するこれまでの経緯」には、国頭村謝敷海岸では「沖での砂利採取や台風の影響により侵食が進行」と報告されていることから、海砂採取がやんばるの環境を破壊する要因の一つであることは確かである。

11. やんばるの海岸(大宜味村) 33
かつてあった砂浜が失われたままとなっている事例 謝敷海岸(沖縄県)

- 謝敷海岸は本島の西側海岸で1番のウミガメ産卵場所であるが、沖での砂利採取や台風の影響により侵食が進行。
- 海岸背後に集落等のまとまった資産はなく、海岸侵食対策事業実施の要件には合致しないため、養浜等の対策は難しい。
- 海岸保全区域に指定しておらず、定点からの写真撮影(月1回)を実施

国土交通省が2017年11月2日に有識者会議に提出した資料3-1の抜粋

琉球新報(2025年2月4日)



2.呼掛人

やんばるの海岸と豊かな海を守る実行委員会

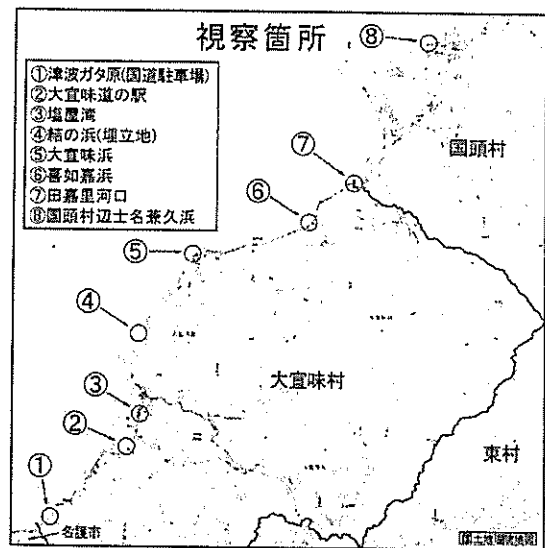
3.実施日

2025年8月2日(土)～(※日程調整が必要)

4.視察箇所

やんばるの海岸や護岸の破壊が著しい大宜味村・国頭村の一部を主に現地視察する。

<例：2025年8月2日に現地視察を実施した嘉手納基地爆音差止訴訟原告団石川支部(2時間設定)>
 現地視察起点:①大宜味村字津波ガタ原(名護市と大宜味村との境界隣接地 国道駐車場)・②大宜味の駅・③塩屋湾・④結の浜(埋立地)・⑤大宜味浜・⑥喜如嘉浜・⑦田嘉里河口・⑧国頭村辺士名兼久浜:現地終点
 ※他は、車中から目視や写真を以って説明。



現地視察の状況(2025年8月2日)



5.集合場所

大宜味村字津波ガタ原(名護市と大宜味村との境界隣接地の国道駐車場)

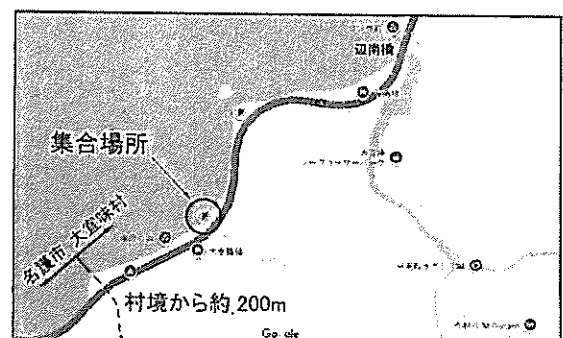
6.定員

5名以上から対応

～9名 ワゴン車 9名乗り

～29名 マイクロバス 29名乗り

～49名 大型バス 49名乗り



ガイド人含めて一台で乗車できる乗り物を用意してください。移動の間、車中で海砂問題についてプラカード写真等を用いて説明があります。ワゴン車だとプラカード写真を図示しながらの解説が難しいので、できるだけマイクロバス以上が望ましいです。

7.ガイド料金

マイクロバスなどの手配や実費は、参加者の方で負担をお願いします。
 資料配布及びガイド料として¥5,000 の負担をお願いします。

8.案内人

島ぐるみ会議大宜味:吉浜 覚・奥間 政則(沖縄ドローンプロジェクト)

9.連絡先

吉浜 覚 090-6862-1640

Mail: satoru.y1110@outlook.jp

奥間 政則 080-9851-3924

Mail: okuma0914@gmail.com

領收証

仲村 未央 様

No. _____

金額

¥ 9 7 5 0 0 -

内 訳

現金

小切手

手形

消費稅額等(10%) ¥8864-

コクヨ ウケ-390

但10/9旅費を致しまして

令和7年 10月24日 上記正に領収いたしました

登録番号 T8040001051592

アクアトラベル 株式会社 沖縄営業所

〒900-0022 沖縄県那覇市樋川2丁目1-1
開南ビル2階

TEL (098) 995-8512 FAX (098) 995-8513



係印

2025年10月30日 東京都視察調査
(航空運賃、宿泊代)

※ 政務活動のため全額充当

充当額

¥97,500-

統一様式－⑧

視察調査報告書

経費区分	視察調査費			
年 月 日	2025年10月30日			
場 所	防衛省、外務省、衆議院第二議員会館			
相 手 方	防衛省、外務省			
目 的	米兵による性暴力を終わらせ、二度と被害者を出さないための要請			
日程概要	月 日(曜日)	時 間	場 所	内 容
	10/30	9:30	参議院議員会館	報道機関へのブリーフィング
		13:40	外務省	大西洋平政務官
		15:00	防衛省	吉田真次政務官
		16:00	衆議院第二議員会館	報告集会
内 容	2023 年 12 月、県内で16歳未満の子どもが米空軍兵から性的暴行を受ける事件が発生した。事件は沖縄県庁にさえ知らされず、半年後の2024年6月、報道によって明らかとなった。さらに、この半年の間に、新たに3件の米兵による性暴力事件が相次いで発生していたことがわかった。沖縄県議会は、「相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する意見書」と同抗議決議を2024 年 7月10日に全会一致で可決し、県内全41市町村議会も相次いで可決した。県議会意見書の記 4 項目（以下）について、具体的措置を講じるよう、県民に同行し、政府への要請を行った。要請内容 4 項目は以下の通り。1. 被害者への謝罪及び完全な補償を行うこと。 2. 被害者への丁寧な精神的ケアを行うとともに、セカンドレイプの防止を徹底すること。 3. 米軍構成員等による犯罪事案については、今後、被害者のプライバシーを守ることを第一 としつつ、沖縄県及び関係市町村への迅速な通報ができるよう、日米合同委員会を通じ米側との調整を行い、断固たる措置を取る こと。 4. 米軍構成員等の特権的に扱う日米地位協定の抜本改定を行うこと。特に身柄引き渡し条項を早急に改定すること。			
成果及び所見	この事案で明らかとなった、通報の不徹底、システムの機能不全について特に課題として取り上げ、通報体制の改善を要請した。外務所、防衛省から事件への遺憾の意が重ねて表明され、再発防止に全力を傾けるとの発言があったが、事件発覚から1年以上経っても、政府の取り組みについては実効性が見えず、通補体制の改善や国会や沖縄県への報告等について明快な返答はなかった。よって、要請に対する措置状況を、本年12月末日までに文書で示すよう要請し、防衛省は、文書による回答を約束した。米兵による県民への性暴力事件はなおも繰り返されている。県民から抗議の声が上がり続けている。要請後の報告集会には、米軍基地を抱える自治体の議員など約130名が集まり、被害をうやむやにしているのではないこと、身柄引き渡しなど日米地位協定の問題、被害者への補償等、引き続き政府に求めていくことの重要性を共有した			
備 考				



小塚田原店
沖縄県那覇市田原 2-1-1

電話：098-858-7111

2025年10月17日（金）18:37
レシ 1-2242 責No. 020

受領書

お客様情報：
氏名 シロク マサタカ /
電話番号 *****
予約番号 33214154
サービス提供企業名称：
（収納代行）GMOペイメントゲー
トウェイ
受領日時：
2025年10月17日（金）18:37
お問い合わせ用コード：
管理番号 20020-810174977930
商品情報：
収納票発行
合 計 ￥221,000 /

※収入印紙※

収入印紙は裏面に貼付されています
ご予約の変更、お取り消しは
JAL eトラベルプラザにご連絡ください

なお、払い戻しの場合は
お客様の銀行口座へお振込みになります。
また、振込み時期により、返金に時間がかか
る場合があります。

お支払い後の返金は当店ではお受け
できません。お支払い内容に関して
は、JAL eトラベルプラザへ
お問い合わせください。
問い合わせ先：
JAL eトラベルプラザ
電話 05031553330
受付時間 09:00-18:00

2025年11月6～8日 福岡・熊本視察
（航空運賃 那覇 ⇄ 福岡、宿泊代）

5名分：仲宗根悟議員、仲村未央議員、新垣光栄議員、次呂久成崇議員、喜友名智子議員

※ 政務活動のため全額充当

充当額

¥221,000-

印刷する

JALダイナミックパッケージ

11月6日 (木)

フライト

10:30 沖縄(那覇)
12:10 福岡

クラス: 普通席 機体: JTA052

代表者 同行者1 同行者2 同行者3 同行者4

機内設備

機内サービス中止
【機内設備】2便泊～ 往復乗客は、機内和食サービス
白 シングル (往復乗客は) シングル(往復乗客は)
客 乗客は、バス付き・トイレ付き 客 乗客は、バス付き・トイレ付き

代表者 同行者1 同行者2 同行者3 同行者4

11月7日 (金)

機内設備

機内サービス中止
【機内設備】2便泊～ 往復乗客は、機内和食サービス
白 シングル (往復乗客は) シングル(往復乗客は)
客 乗客は、バス付き・トイレ付き 客 乗客は、バス付き・トイレ付き

代表者 同行者1 同行者2 同行者3 同行者4

11月8日 (土)

フライト

17:30 福岡
19:15 沖縄(那覇)

クラス: 普通席 機体: JTA053

代表者 同行者1 同行者2 同行者3 同行者4

お支払い代金

代表者 44,200円
同行者1 44,200円
同行者2 44,200円
同行者3 44,200円
同行者4 44,200円

お支払い代金合計

221,000円

※価格に距離の近い現地の移動費は含まれません。

お客さま情報

代表者

姓 名

ジロクマサタカ

性別

男性

年齢

航空券予約番号

FKIKQV

航空券番号

1312237916101

同行者1

姓 名

ナカノネサトル

性別

男性

調査研究費

年齢



航空券予約番号

FKIKQV

航空券番号

1312237916102

同行者2

姓名

アラカキ コウエイ

性別

男性

年齢



航空券予約番号

FKIKQV

航空券番号

1312237916103

同行者3

姓名

オオワン ミサ

性別

女性

年齢



航空券予約番号

FKIKQV

航空券番号

1312237916104

同行者4

姓名

キユナト モコ

性別

女性

年齢



航空券予約番号

FKIKQV

航空券番号

1312237916100

④ ご注意

- ・フライトスケジュールの変更に伴い、便名・発着時刻などが変更となる場合がございます。
- ・JALグループ内の他運航会社・乗務員にて運航となる場合がございます。
- ・JALグループの記載がある便は、日本航空（JAL）とフジドリームエアラインズ（FDA）のコードシェア（共同運航）便となります。フジドリームエアラインズの機材および乗務員で運航し、機内サービス（機内販売含む）もフジドリームエアラインズの基準にて提供いたします。日本航空の乗務員は乗務いたしません。
- ・ANA運航の記載がある便は、日本航空（JAL）と天草エアライン（AMN）のコードシェア（共同運航）便となります。天草エアラインの機材および乗務員で運航し、機内サービス（機内販売含む）も天草エアラインの基準にて提供いたします。日本航空の乗務員は乗務いたしません。
- ・同一旅程の例日乗組便は、最大3区間まで出発空港でのスルーチェックインが可能です。
- ・客室の食事や料理の注文と給は一例です。向席により内容が一部変更となる場合がございます。
- ・宿泊プランに記載がないご要望（禁煙ルーム・お部屋からの景観・ご利用階数など）は承っておりません。
- ・宿泊プランに記載の「宿泊特典」は、同一のプランを宿泊でご利用いただいた場合のみ適用となります。
- ・洋室をご利用の場合、原則として1名/1室はツインルーム、ダブルルーム、セミダブルルームまたはシングルルーム、2名/1室はツインルーム、ダブルルームまたはセミダブルルームのご利用となりますが、2名1室でシングルルームを利用するプランもございます。3名以上のご利用の場合はツインとエキストラベッド、ソファベッド、スタッキングベッド、デイベッドのいずれかとなりますので、あらかじめご了承ください。
- ・お食事について、ご利用便によっては、朝食が在しされない場合があります。また夕食付き宿泊施設をご利用で、お食事までのご都合により宿泊施設への到着が遅くなる場合、夕食を在し上げれない場合があります。
- ・予約成立後の旅程変更（日数・フライト・宿泊施設・宿泊プラン・オプション含む）、参加者変更（お名前・年齢・性別の変更、訂正含む）は、承っております。変更をご希望の場合、一度キャンセルの上、新便でご予約をお取りください。

※上記により取消料の適用対象となり、ご希望のフライトや宿泊施設・オプションが予約できない場合があります。

添乗員の情報

- ・添乗員は同行いたしません。

最少乗行人員

- ・1名（ただし、選択した宿泊施設により、1名でご参加いただけない場合もございます。）

旅行代金に含まれるもの

調査研究費

・旅行日程表に明示した航空運賃（個人包括旅行運賃、クラスJ個人包括旅行運賃、特殊旅程個人包括旅行運賃、チャーター機航空運賃のいずれかを利用します。）、国内線旅客施設使用料（対航空港利用の場合のみ）、宿 舎付きコースの食事代、消 費税等諸税。
※お申し込み内容により旅行代金に含まれるものが異なる場合がございます。詳しくはお申し込みの各プラン詳細をご確認ください。
※朝食および昼食は、食事条件・食事回数欄の表記にかかわらず、宿泊プラン内容の表記が優先されます。
※一部宿泊施設では子供添い寝（3-5歳）および同伴幼児（0-2歳）でも別途施設使用料がかかります。（現地払い）詳しくは宿泊施設に直接お問い合わせください。
※日帰りツアーの場合は宿泊費およびチャイユース料金は含まれません。

- ことも添い寝旅行代金に含まれるもの
- ・旅行日程表に明示した航空運賃、国内線旅客施設使用料（対航空港利用の場合のみ）、食事付きコースの食事代、消費税等諸税。
 - ことも添い寝旅行代金とは
 - ・ことも添い寝旅行代金でご参加の場合、宿泊施設の寝具および食事、特典は含まれておりません。また施設使用料は現地払いとなります。

| 宿泊内容

宿泊日

11月6日（木）～11月7日（金）

宿泊地

熊本

宿泊施設

県庁前グリーンホテル

宿泊プラン名

【宿泊割】2連泊～ 駐車場なし・朝の和定食付

電話番号

096-387-6666

部屋タイプ

【駐車場なし】シングル2禁煙/バス付き・トイレ付き

食事内容

夕食なし・翌朝食あり/翌昼食なし

部屋数

5部屋

チェックイン時間のご案内

18:00

チェックイン時間のご案内は変更がございます。宿泊施設までご連絡ください。
宿泊施設のアクセス・パークینگおよび基本情報の内容は、予告なく変更となる場合がございます。

 読谷紅いも菓本舗
御菓子御殿

御菓子御殿 国際通り松尾店
 TEL:098-862-0334
 FAX:098-862-6334

事業者No:T8-3600-0100-9352

お買上げ明細書

No. 2511030302148 001
 TFSEleNo. 15008114273759172928
 2025年11月05日(水) 15:31
 担当: 2527 レジNo. 3

商品名	数量	金額
紅いもタルト (10個入)		
軽)4992866070296		9,720
6×		単1,620
◎レジ袋(L)		
1003050000128		18
6×		単3
小計(12点)		9,738
10%内税計		18
(10%内税額		1)
8%内税計		9,720
(8%内税額		720)
合計		¥9,738
お預		¥10,000
お釣		¥262

軽):軽減税率対象商品

(株) 御菓子御殿
 沖縄県中頭郡読谷村字宇座657-1
<http://www.okashigoten.co.jp/>



2025年11月6～8日 福岡・熊本視察
 (お土産代)

【配布先】

熊本県議会、熊本県、熊本都市バス(株)、
 熊本市議会、熊本市、九州産交ランドマーク(株)

※ 政務活動のため全額充当

充当額

¥9,738-

No. 90024783 スマートEX

表示日 2025年10月30日 12時42分

領収書
RECEIPT宛名
RECEIVED FROM

沖縄県議会

会派おきなわ新風

様

お預かり番号
RESERVATION NUMBER 2009金額計
TOTAL AMOUNT ￥26,550 (10%・税込)
(クレジットカード利用・Credit card use)内容
DETAIL乗車券類のご購入代金
TICKETS PRICE購入日
DATE OF PURCHASE 2025年10月20日乗車日
DATE OF DEPARTURE 2025年11月6日取扱カード会社
CARD COMPANYクレジットカード番号
CARD NUMBER XXXXXXXXXXXXXXXXX列車名・券種
利用区間自由席
博多
FROM→ 熊本
TO九州旅客鉄道株式会社
Kyushu Railway Company
登録番号 T62900010126212025年11月6～8日 福岡・熊本視察
(鉄道運賃 博多→熊本)

【5名分】 仲宗根悟議員、仲村未央議員、新垣光栄議員、次呂久成崇議員、喜友名智子議員

※ 政務活動のため全額充当

充当額

¥26,550-

No. 01024783 スマートEX

表示日 2025年10月30日 12時42分

領収書
RECEIPT

宛名
RECEIVED FROM

沖縄県議会

会派おきなわ新風

様

お預かり番号
RESERVATION NUMBER 2010

金額計
TOTAL AMOUNT ￥24,750 (10 % ・ 税込)
(クレジットカード利用・Credit card use)

内容
DETAIL

乗車券類のご購入代金
TICKETS PRICE

購入日
DATE OF PURCHASE 2025年10月20日

乗車日
DATE OF DEPARTURE 2025年11月8日

取扱カード会社
CARD COMPANY

クレジットカード番号
CARD NUMBER XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

列車名・券種
利用区間

さくら550号
熊本
FROM

博多
TO

九州旅客鉄道株式会社
Kyushu Railway Company
登録番号 T6290001012621



2025年11月6～8日 福岡・熊本視察
(鉄道運賃 熊本→博多)

【5名分】 仲宗根悟議員、仲村未央議員、新垣光栄議員、次呂久成崇議員、喜友名智子議員

※ 政務活動のため全額充当

充当額
¥24,750-

統一様式－⑧

視察調査報告書

経費区分	視察調査費			
年 月 日	令和7年11月6～8日			
場 所	福岡県、熊本県			
相 手 方	熊本県、熊本市、九州産交ランドマーク(株)			
目 的	公共交通政策について			
日程概要	月 日(曜日)	時 間	場 所	内 容
	11月6日(金)	15:00	熊本県	公共交通政策について
	11月7日(土)	10:00	熊本市	公共交通政策について
	11月7日(土)	15:30	九州産交ランドマーク(株)	バスターミナルの運営体制について
内容	公共交通路線の再編、重複路線の整理、運行体制の見直しについて 公共交通業者との連携、地域コミュニティ・バス等との連携について バスターミナルの運営体制について			
成果及び所見	別紙			
備 考				

政務調査熊本視察所感

政務調査方面：熊本県熊本市、福岡県福岡市

(仲宗根 悟)

旅行期間：2025年11月6日(木)～8日(土)

政務調査目的：本県の大きな課題の一つである、慢性的な交通渋滞の対策に公共交通整備の施策を展開している。熊本県熊本市の公共交通政策の取り組みを見聞する。

2025年11月6日(木) 15:00

「熊本県の地域公共交通について」

熊本県交通政策課 課長 牧野記大(のりひろ) 課長補佐 崎田雄一郎 主事 小林理久

熊本都市バス株式会社 社長 高田晋 係長 山下洋史

熊本県地域公共交通計画のもと交通政策を展開している。

計画策定の背景には、利用者減少、収支悪化自治体負担の増加、労働力(運転士)不足。これらの背景を踏まえ、県内全域で地域の実情に応じた持続可能な公共交通網を計画的に構築していくため、県・市町村・交通事業者等関係者の共通認識となる「熊本県地域公共交通計画」を、県が主体的となって取りまとめ、具体的な取り組みを進めていく。

2025年11月7日(金) 10:00

「熊本市の公共交通政策について」

熊本市公共交通推進課 課長 徳田隆宏 主幹兼主査 松竹類

熊本都市圏公共交通の現状・課題では、自動車交通量は増加、公共交通利用は減少で交通渋滞の常態化が大きな課題、渋滞箇所全国ワースト1位(IC～市役所アクセス時間、福岡市の4倍)鉄軌道がJR九州、熊本電鉄、熊本市電(路面電車)の3社、路線バスが、九州産交バス、産交バス、熊本バス、電鉄バス、都市バスの5社である。公共交通により円滑に移動可能な地域社会の実現に向けて、施策展開の基本的な考え方として6項目を挙げ取り組んでいる。(1)基幹公共交通の機能強化、(2)桜町バスターミナル・熊本駅を核とした交通体系の構築(3)バス路線網の再編、(4)コミュニティ交通の導入、(5)公共交通の利用促進、(6)ベストミックスの構築である。驚いたのはバス専用レーンの時間帯である。6:00から23:00まで設定されている。(3)バス路線網の再編ではバス会社5社が「共同経営」の仕組みにより利用者ニーズに沿った利便性の高い持続可能なバス路線網を実現した。

2025年11月7日(金) 15:30

「桜町再開発事業について」

九州ランドマーク株式会社 販売促進部長 片岡隆博 主任 森崎喜一郎

九州ランドマークは、熊本駅や熊本城、商店街の真ん中に位置する官民連携による一大プロジェクトである。文化施設、百貨店、ホテル、バスターミナルを一体化した交通網の機能強化を図るとともに、商業、ホテル、交流施設など都市施設を導入、公共交通と連携したコンパクトシティの形成した事業である。バスターミナルと一体化することによって人々が集積されること、また周辺の商店街へと動線が繋がっている。正に中心市街地の活性化という点では、事業モデルになりうると考える。

2025年11月7日(金) 17:30

「労働者との意見交換会」

熊本バス労働組合 書記長 稲本浩司 熊本電気鉄道労働組合 書記長 新納晃幸

それぞれが実際の職務(運転手)をこなしながらの組合活動に携わっている。県や市が取り組む交通政策のもと業務を行なっている。としています。課題としては、人材不足を挙げていましたが、162万政令都市でも沖縄と同じ課題があるとは意外なことであった。

2025年11月8日(土) 11:00

「福岡西鉄天神高速バスセンター視察」

九州全域及び本州への高速バスの発着ターミナルである。構内はバスへの誘導が発出口のみで全体が仕切られていて利用客の安全が守られている。

待合所は、広くて明るく温かみのある施設デザイン、バスを待つ時間もゆっくり出来るようコンビニ、カフェが設置されている。九州の玄関口・天神にふさわしい魅力ある施設である。

熊本市には、鉄道、路面電車、路線バス、これだけの公共交通が充実しているのに渋滞問題が発生するとは考えもしなかった。その大きな原因は、中心都市部への流入が車が主で渋滞が起きているとのことだった。100万人を超える政令都市ならではの交通問題と言えよう。その対策として複数事業者による重複区間の最適化や利便性向上の図るために、共同経営による、バス路線網の構築や地域の実情に応じたコミュニティ交通の導入するなど、持続可能な幹線公共交通ネットワークの構築を図っている。本県の公共交通のあり方に大いに参考になり得るものと思う。

次呂久成崇

◎所感

熊本市の公共交通施策は、地方都市における交通政策の先進モデルであり、「交通を軸としたまちづくり」が具体的に実装されている点が非常に印象的であった。特に、桜町再開発により、交通結節機能と商業・観光機能が高度に融合されており、単なる交通整備にとどまらず、都市の魅力向上と経済活性化を同時に実現している好事例であった。

印象的ポイントとして、バス中心でも成立する都市構造となっており、鉄道依存ではなく、バスを軸としたネットワークでも、分かりやすい設計と結節点整備により高い利便性を確保している点は、離島・地方都市にとって示唆が大きいと感じた。また、桜町バスターミナルは単なる乗換拠点ではなく、「商業・観光・滞在」を兼ね備えた都市空間となっており、交通結節点がまちづくりの核となっていた。さらに官民連携の成功モデルとして、PPP手法により、行政単独では実現困難な規模の再開発を実現しており、財政制約のある自治体にとっては重要な参考事例であった。

熊本市の事例は、「交通は単なる移動手段ではなく、都市の価値そのものである」ことを示している。桜町再開発はその象徴であり、交通結節点を核に都市機能を再構築することで、持続可能な地方都市モデルを実現しており、沖縄県や八重山においても、空港・港湾・バスを一体的に捉えたまちづくりへと転換していく必要性を強く認識した視察であった。

面 談：熊本県企画振興部交通政策・統計局交通政策課

（牧野記大課長、塩田雄一郎課長補佐、小林理久主事）

熊本都市バス株式会社

（高田晋代表取締役社長・共同経営室推進室長、山下洋史係長）

熊本市都市建設局交通政策部強行交通推進課

（徳田隆宏課長、松竹類主幹兼主査）

九州産交ランドマーク株式会社

（片岡隆博営業統括部販売促進部長、森崎喜一郎経営企画部併設事業課主任）

調査事項：

沖縄県では、路線バスの減便・廃止、運転士不足、赤字拡大が進み、公共交通の維持が深刻な課題となっている。本視察では、熊本県・熊本市の先進事例を調査し、沖縄の交通政策への示唆を得ることを目的とした

・熊本の取り組み（ポイント）

●バス事業者5社が「共同経営」を導入

● 行政（県・市）が主導し調整。路線の重複解消、ダイヤ統合、運転士・車両の最適配置、共通定期券の導入等に取り組む

●主な成果

- ・利便性向上（乗り継ぎ改善・分かりやすさ）
- ・渋滞緩和への寄与
- ・経営改善（赤字圧縮）
- ・運転手の確保（路線の最適化による必要人員数の圧縮に貢献）
- ・地域全体の最適化に貢献

●沖縄県への示唆

- ① 路線の重複・非効率の解消が必要
- ② 民間任せではなく、県主導の交通政策が不可欠
- ③ 公共交通は「社会インフラ」として再設計すべき

●熊本の事例は、「公共交通を地域で支える新たなモデル」であり、まちづくりそのもののように感じた。行政主導による熊本方式は、沖縄県の課題にも対応する先例ではないだろうか

以上

会派視察報告（おきなわ新風） 喜友名 智子

テーマ：公共交通政策、バス路線の共同事業化、拠点ターミナル開発事業について

期 間：2025 年 11 月 6～8 日（木～土） 視察地：熊本県 ※日程など概要は様式の通り

【成果及び所見】

1. 熊本県交通政策課へは、沖縄県内の交通課題である「赤字路線の再編、重複路線の整理、交通空白地帯の解消、運行体制の見直し」「事業者への財政支援」にどう取り組んでいるかの問題意識を持ちレクを受けた。

熊本県では県が主体となり「県地域公共交通計画」をとりまとめ、県・市町村・交通事業者など関係者の共通認識としている。計画期間は地域交通活性化法に依る 5 年間（令和 3 年 4 月～令和 8 年 3 月）、計画目標は①持続可能な幹線公共交通ネットワークの構築、②コミュニティ交通の充実としている。

このうち幹線公共交通ネットワークでは、鉄軌道による大量・定時・速達性のある輸送、高速快速バスによる速達かつ安価な遠距離輸送、県民に身近な路線バスがある。現在はこれに加えて市町村が主体となり運転担い手の課題にこたえるためのコミュニティ交通の充実に取り組む指針のもと、「運行の効率化・ダウンサイジング」「既存輸送サービスの組み合わせ運行」「新技術・新制度の活用（AI や自動操縦運転など）」の方向性に合う施策に県の財政支援を行っている。令和 6 年度では「AI デマンドタクシー運行」「予約型乗合タクシー」「コミュニティバス」へ財政支援を行ったという。また市町村や交通事業者向け研修も実施している。

交通事業者への財政支援では、複数市町村間での広域的な生活交通の共同運航の調査、路線バス運転士不足対策事業での免許取得や採用活動支援を行ってきている。特に人手不足対策では令和 8 年度から、路線バスに加えて、鉄道（肥薩オレンジ鉄道、南阿蘇鉄道など）にも対象を広げ支援する予定とのことだった。国交省予算に共同して補助する欠損補助や燃料高騰対策事業は沖縄県でも類似支援を行っている。

地域特性としての支援は、台湾の TSMC 社の工場が熊本進出したことによる支援だろう。地域での雇用者が増えて、通勤時間帯での渋滞が課題となっている。「できるだけ公共交通を利用してほしい」と、「菊池南部地域公共交通利用促進事業」で支援し、200 万円（令和 7 年当初予算）を広報や路線バス Wi-fi に充てている。

なお、前述の「県地域公共交通計画」は令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月までの 5 年間計画を策定するところであり、骨子案の方針で「県内の既存の交通資源の総点検と最高効率での活用の追及」が示されている。県担当者は「事業者まかせではなく県も関与していきたい」という姿勢だった。

2. 熊本地域乗合バス事業の共同経営推進室へは、バス路線の共同化への経緯と体制を参考にしたいと話を伺った。

熊本県内中心部で路線バスを運行する 5 社は、熊本県内の約 75,000 人の日々の移動を支えている。九州産交バス・産交バスは 80 数年、熊本電鉄バスは都市圏の北側で 100 年、熊本バスは 110 年と長い歴史を誇り、加えて元市バスである熊本都市バスも存在する。

2019 年 3 月に「熊本におけるバス交通のあり方検討会」が発足し、熊本都市バス社長をリー

ダーに、県・市・事業者のフラットな検討を始めていたことが、共同経営型の体制をつくる土台になっていたようだ。ちょうど国の未来投資会議などで、バス会社の経営統合を後押しする動きもあり、2020年1月の時期には「競争路線を共同運行へ」と表明、同年3月には準備室を設置し、2021年3月には共同経営推進室に移行している。

2,400万円の事業費は県・市・事業者で1/3ずつ負担し、共同経営推進室員9名は各社からの派遣である。週1の担当者会議、月1の社長会・部長級会議（行政も参加）、結果を熊本市長と県担当部長へ報告する業務プロセスとなっている。

熊本での共同運行体制は、沖縄県にとっても参考となる事例だと考える。複数の事業者が重複する路線が多い割に乗客が少なかったり、一方で北部地域では運転手不足で減便が出るなど、事業者をまたいでの路線整理が必要な時期にきている。熊本バスの場合には、元市バスを含めて、いずれかの会社に集中させることが難しかったため、新法人をつくって、各社から運行を移管していく手法をとったとの説明だった。また2020年に共同経営することを表明してからは、県民へバスデータの公表を開始し共同経営の必要性を理解してもらう取り組みや、各社ごとに行っていたデータ分析（ICカード、バスロケーションシステムを5社まとめた新システムを構築する取り組みを1年で行っている。

2021年に共同経営を開始してからの主な成果は下記である。

- ① 収益性・効率性の向上。路線が重複する区間の効率化により、年間1億円の経費が削減できた。サービス維持に必要な人員は1日5人、車両は1日4台の軽減。
- ② 利用者のアンケート結果では、共同経営への取り組みに78%が賛同。その理由について、減便含め再編対象となった路線の利用者に絞った回答でも、「便利になった」が25%、「便利さに変化はないが、バスサービスが維持されているため」が49.7%、「少し不便になったが、バスサービスが存続されているため」が8.6%となっている。
- ③ 熊本市内中心部で一律180円運賃を3年間実施（令和5年10月1日～令和8年9月30日）。運賃を下げたものの、利用者が1.1倍と増加した[2022・2023年の同月比]。
- ④ タッチ決済サービスを開始。当初は導入済の全国系ICカードの端末更新をしようとしたが、経費12億円で補助メニューがなかったため、補助メニューが使えるタッチ決済で6億の経費を充てた。これによりクレジットカードのタッチ決済や1日券のデジタル化も実装できた。

今後の課題としては、毎年約1億円ほどの収支改善効果があるものの、5社合わせて約40億円の路線収支赤字で厳しい経営状況が続いていること、運転士の人材不足、車両の更新費用という。

共同経営推進室は2030年に利用者の倍増[2020年比]を目指している。利用者を増やすには①便数を増やす、②定時の信頼性、③安さ、の3つが必要であり、県民にもわかる進化のためにも公的投資が必要という考えである。沖縄県でも、競合するバス路線の整理、タッチ決済導入、共同のデータ分析システム構築は参考にできる点がある。

3. 熊本市公共交通推進課では、交通渋滞の現状と、市議会の積極的な関与が印象に残った。

- ① 熊本市では市内渋滞が深刻な問題であることの説明として、「熊本が世界最悪レベル」と発表したオランダの TomTom 社（地図メーカー）の調査がある。この中では渋滞レベルの世界ランキングで 1 位はコロンビア、日本は 9 位（渋滞レベルやラッシュアワーの年間損失額を指標とする）。日本国内 12 都市で 1 位が熊本市というものだ（ちなみに 5 位が那覇市）。TSMC 熊本工場周辺の局所的な混雑が要因とされているが、那覇よりもひどい渋滞とする調査があるのは意外だった。

熊本市民の一人当たりの渋滞損失額は年間 17～24 万と試算され（熊本都市圏連絡道祖経済効果等検討会）、市の担当者は「道路を増やしても車が増えるだけでは渋滞の解決にならない」と述べていた。

- ② 熊本市の取り組みで注目したのは「公共交通基本条例」の制定で、「公共交通により円滑に移動可能な地域社会の実現」を目標に掲げている。熊本市では道路行政の予算は約 200 億円一方で、公共交通予算は 20 億円ほど。予算の市負担はあまり変わらないが、手厚い補助金がある道路に比べて、公共交通はまだ不足しているという認識だった。

市議会では地域公共交通に関する特別委員会が設置され、令和 6 年 3 月から、定例会の常任委員会から特出しする委員会として、地域公共交通計画の見直しの議論が行われている。驚いたのが閉会中も含めてほぼ毎月の議論があるという開催ペースだ。毎月の議題設定は市当局が行っているそうだが、議会の活発な議論を求める姿勢がうかがえた。公共交通政策への熱意は平成 25（2013）年に条例が制定され、当時の市長の頃から醸成されているようである。

以上

令和 8 年 4 月 27 日

令和 7 年度 おきなわ新風 政務調査研修報告書
熊本県・熊本市、福岡県の地域公共交通について

会派名：おきなわ新風
氏名：新垣光栄

今回、私たちは、沖縄県の抱える政策課題の解決に資することを目的として、熊本県、熊本市における先進的な取組について視察・調査を実施した。
特に、沖縄県においては慢性的な交通渋滞が県民生活や経済活動に深刻な影響を及ぼしており、その解消に向けた公共交通の再構築が喫緊の課題となっている。今回の視察調査では、先進的に交通政策を展開している熊本県及び熊本市を訪問し、広域的な交通計画のもとで進められる公共交通ネットワークの再編や、都市部における渋滞対策と公共交通の連携の取組について見聞し、有益な知見を深めることができた。

1 視察調査 熊本県、福岡県

① 視察先 熊本県庁、熊本市役所、桜町再開発施設、天神高速バスセンター

② 視察期間 令和 7 年 11 月 6 日（木）～ 11 月 8 日（土） 3 日間

・ 11 月 6 日（木）：

1 熊本県庁

熊本県交通政策課、熊本都市バス株式会社

・ 11 月 7 日（金）：

1 熊本市

熊本市公共交通推進課

2 九州ランドマーク株式会社、桜町バスターミナルの視察
販売促進部

3 熊本市電（路面電車）運行状況の視察・乗車
熊本バス労働組合、熊本電気鉄道労働組合

・ 11 月 8 日（土）：

1 福岡県

福岡西鉄天神高速バスセンター視察

2 視 察 目 的

- ① バスを含む公共交通政策の取組状況と課題、今後の取組について
- ② 人材不足、労働組合との関係について
- ③ まちづくり（桜町再開発事業）と公共交通について

3 所 感

- ① 熊本県、熊本市に係る公共交通政策の取組状況と課題、今後の取組について
沖縄県においては、慢性的な交通渋滞の解消が喫緊の課題であり、公共交通の再構築による需要転換が強く求められている。
熊本県では、「熊本県地域公共交通計画」のもと、利用者減少や収支悪化、運転手不足といった構造的課題に対し、県が主体となって関係者の共通認識を形成しながら、広域のかつ持続可能な交通ネットワークの構築が進められていた。
熊本市においては、自動車交通量の増加と公共交通利用の減少により交通渋滞が常態化する中、基幹公共交通の機能強化や交通結節点の高度化、バス路線網の再編、コミュニティ交通の導入など、総合的な施策が展開されている点が特徴的である。特に、複数のバス事業者による「共同経営」による路線最適化や、長時間にわたるバス専用レーンの設定は、公共交通の定時性と利便性の向上に資するものであり、利用促進に向けた強い意思の表れとして評価できる。さらに、熊本市においては、利用者の利便性向上とシームレスな移動環境の実現を目指し、公共交通の定額利用（サブスクリプション）制度の導入についても検討している旨の説明を受けた。これらの取組は、県が広域的な骨格を担い、市が都市交通の高度化を担うという役割分担のもと、一体的に交通体系を再設計している点に本質がある。
また、本年4月に実施した国土交通省への政務調査において、これまで提案してきた広域的な二法協議会のあり方について確認したところ、本来は市町村主体の制度であるものの、沖縄県が主体となり広域的に協議会を設置・運営することも制度上可能であるとの見解が示された。特に、コミュニティバスの広域運行に関しては、各自治体が個別に対応するには限界があり、県が主導して広域的に調整を行う必要性が明確となった。
以上のことから、本県においても、道路整備中心の対策から一步踏み込み、公共交通の機能強化と利用促進を軸とした総合的な交通政策へと転換するとともに、広域自治体である県が主体的に関与し、広域的な移動需要に対応した交通体系の構築を推進していく必要がある。
今回の視察及び政務調査で得られた知見は、本県の交通政策の方向性を示すものであり、今後の施策に具体的に反映させるため、サブスクリプション制度導入と公共交通政策の提言書として取りまとめ、知事に対し会派として強く要望していきたい。

② 人材不足、労働組合との関係について

熊本市において実施した労働者との意見交換では、組合役員の多くが現役の運転手として日常業務を担いながら組合活動に従事しており、現場の実情を踏まえた率直な意見を聴取することができた。現場では、県及び市が推進する交通施策のもと業務が行われているものの、最大の課題として深刻な人材不足が挙げられた。

また、熊本市が運行する公営交通である路面電車については、市の任用職員として比較的安定した待遇が確保されているものの、人材不足は否めない状況にあるとのことであった。その対応として、市においては運転士を正職員として採用するなど、人材確保に向けた取組を検討している旨が組合側から示された。これは、安定した運行を維持するためには、長期的な人材育成と確保が不可欠であることを示すものである。

特に、一定規模の都市においてもなお人材確保が困難な状況にあることは、地域差の問題ではなく、公共交通を取り巻く構造的課題であることを強く認識させられた。これは沖縄県においても同様であり、制度や仕組みの整備のみならず、それを担う人材の確保・定着に向けた取組の重要性を改めて認識する機会となった。

こうした状況を踏まえ、沖縄県においても、持続可能な公共交通の確保に向けては、まずは事業者間の連携による共同運行等を通じた効率化を図りつつ、将来的には公的関与の在り方も含めた運行体制の検討を進めるなど、段階的かつ戦略的な取組が求められる。とりわけ、ドイツをはじめとするヨーロッパ諸国においては、公共が主体的に関与しながら交通ネットワークを維持・運営する仕組みが一般化しており、こうした事例も参考にしつつ、沖縄県の実情に即した持続可能な公共交通体系の構築を図る必要があると痛感した。

③ まちづくり（桜町再開発事業等）と公共交通について

桜町再開発事業は、熊本市中心市街地において、熊本駅や熊本城、既存商店街の間に位置する拠点において、官民連携により推進された大規模プロジェクトである。文化施設、商業施設、ホテル、バスターミナルを一体的に整備することで、交通結節機能の強化と都市機能の集積を同時に実現し、公共交通を基軸としたコンパクトな都市構造の形成に寄与している点が特に注目される。

特に、バスターミナルと商業施設の一体化により人の流れを創出し、周辺商店街への回遊性を高めていることは、公共交通が単なる移動手段にとどまらず、まちのにぎわいを生み出す中核的な役割を担っていることを示している。また、西鉄天神高速バスセンターに見られるように、安全性と快適性を両立した交通結節点の整備は、公共交通利用の価値を高めるとともに、都市の魅力向上にも寄与するものである。

さらに重要なのは、これらの取組が公共交通と商業施設の連携にとどまらず、道路網を含めた社会インフラ全体の構築と一体となったまちづくりとして展開されている点である。交通インフラと都市機能を一体的に整備することで、移動の利便性が高まり、生活圏の質が向上し、安心して暮らせる住環境の形成につながる。このような環境は、子育て世代にとって魅力ある地域づくりを後押しし、少子化対策の側面からも意義を有するものであると考えられる。

よって、交通インフラと公共交通をまちづくりと一体化して捉えることにより、「子どもたちに夢があり、高齢者に安らぎのある快適な地域社会」の実現が可能となり、ひいては「まち・人・しごと」の好循環を生み出す原点に立ち返った政策展開につながるものである。

沖縄県においても、公共交通政策を単なる移動手段の確保にとどめることなく、中南部都市圏構想を道路網整備や都市機能配置と一体的に進めることで、持続可能で魅力あるまちづくりを実現していくと確信している。

④ おわりに

今回の視察調査により、熊本県及び熊本市における公共交通の再編は、広域的な計画のもと行政と事業者が連携しながら進められていることが確認できた。また、人材不足という構造的課題や、まちづくりと一体となった交通政策の重要性についても多くの知見を得た。これらを踏まえ、本県においても公共交通を軸に地域のまちづくりへとつなげ、沖縄県が掲げる中南部都市圏構想の実現に向けた総合的な施策展開を図る必要性を痛感した。

支 払 証 明 書

[illegible]

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 7 年 4 月 18 日

会 派 名 おきなわ新風

代表者名 仲宗根 悟

注1 按分による支払がある場合は、備考欄に支払総額及び按分の割合を記載すること。

2 経費の一部に政務活動費を充当した場合（按分による場合を除く。）は、備考欄に当該経費の総額を記載すること。

視察議員：仲宗根 悟、仲村 未央、新垣 光榮、次呂久 成崇

規程様式
第7号様式（第5条関係）

支 払 証 明 書

項目	調査研究費		支払合計額	3,760円
支払年月日	支払額(円)	支 払 先	内 容 等	備 考
R7.9.11	3,760	自家用車燃料代	県内視察調査（那覇A～国頭村A）	早見表

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 7 年 9 月 11 日

会 派 名 おきなわ新風

代 表 者 名 仲宗根 悟

注1 按分による支払がある場合は、備考欄に支払総額及び按分の割合を記載すること。

2 経費の一部に政務活動費を充当した場合（按分による場合を除く。）は、備考欄に当該経費の総額を記載すること。

参加議員 : 仲宗根 悟、仲村 未央、新垣 光栄、次呂久 成崇

統一様式—①

經費區分別支出一覽表

經費區分

研修費

[illegible]

サンフラザ県庁店
領収書

領収書

No.000002-3337-9707
2025年06月10日

おきほね新風様

消費税 56円を含む。

¥760-

但し、飲料代
サンフラザ
県庁店

として上記正に領収いたしました。

＜領収書＞

県庁売店 TEL098-868-4001

※財布等にはさんで保管願う場合は、
印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。

登録番号 T5360001004315
県庁売店 TEL098-868-4001

2025年 6月10日(火) 15:14 #000002
0386103861

* 0106 天然水六甲
(8個 x 888)

小計	¥704
外税額	¥56
買上点数	8点

合計	¥760
(税率 8% 対象額	¥760)
(内消費税等 8%	¥56)
お預り	¥5,010
(内消費税等	¥56)
お釣	¥4,250

飲料代
2025年6月10日 勉強会（仲村 未央）

※ 政務活動のため全額充当

充当額

¥760-

領 収 証

会社 株式会社 様 No. _____

★ 20,000

但 研修料金

2025年 6月 10日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等

収入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

講師への謝礼金
2025年6月10日 勉強会（仲村 未央）

※ 政務活動のため全額充当

充当額

¥20,000-

会派おきなわ新風学習会

テーマ：「沖縄県の交通問題－公共交通の現状・課題・展望」

日 時：2025 年 6 月 10 日 18:00～20:00

場 所：沖縄県議会 3 階 302 会議室

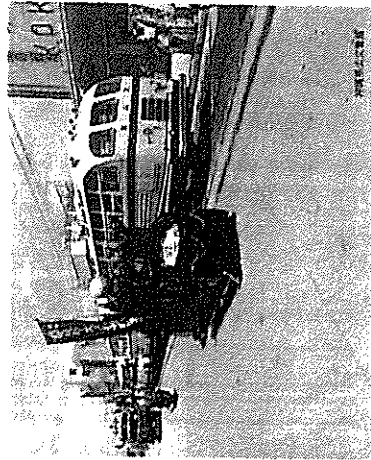
講 師：沖縄国際大学経済学部教授 前泊博盛氏

参 加：会派県議 5 名、研究者、バス事業関係者

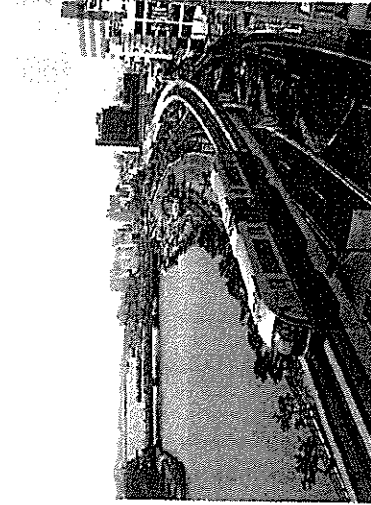
沖縄戦後、交通も再出発。現在新たな課題に直面。



米軍統治下
1945年 4 月



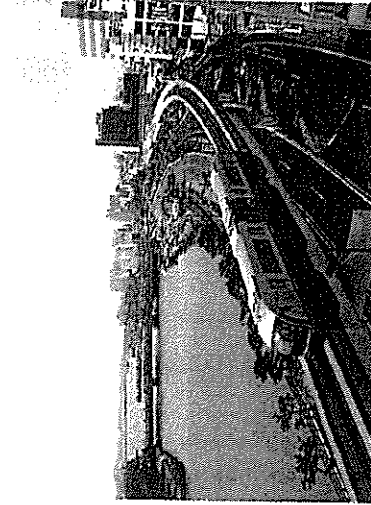
バス事業の民営化
1950年 4 月



日本へ施政権移管
1972年 5 月



自動車依存社会へ突入
1992 年



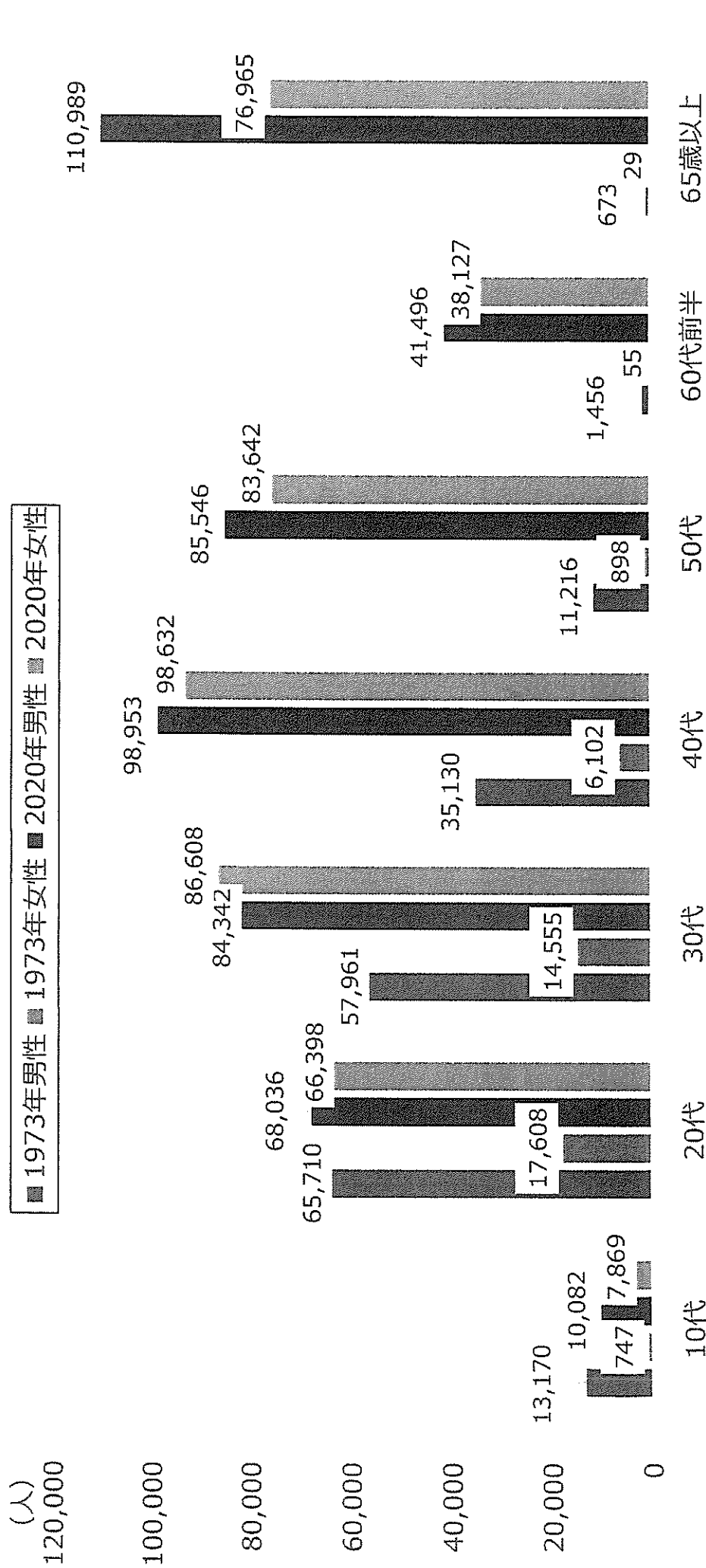
沖縄都市モノレール開業
2003 年 8 月



超高齢社会
2018 年

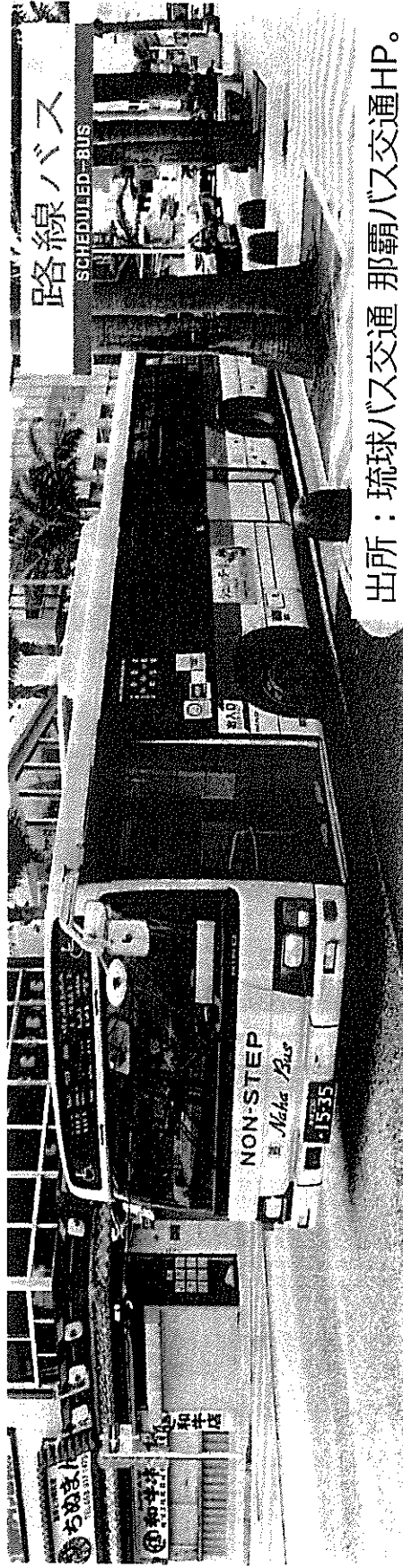
(写真) 出所：沖縄県公文書館所蔵、沖縄都市モノレールHP

1973年・2020年の免許人口比較（沖縄県）



出所：沖縄県警察『交通白書』より筆者作成。

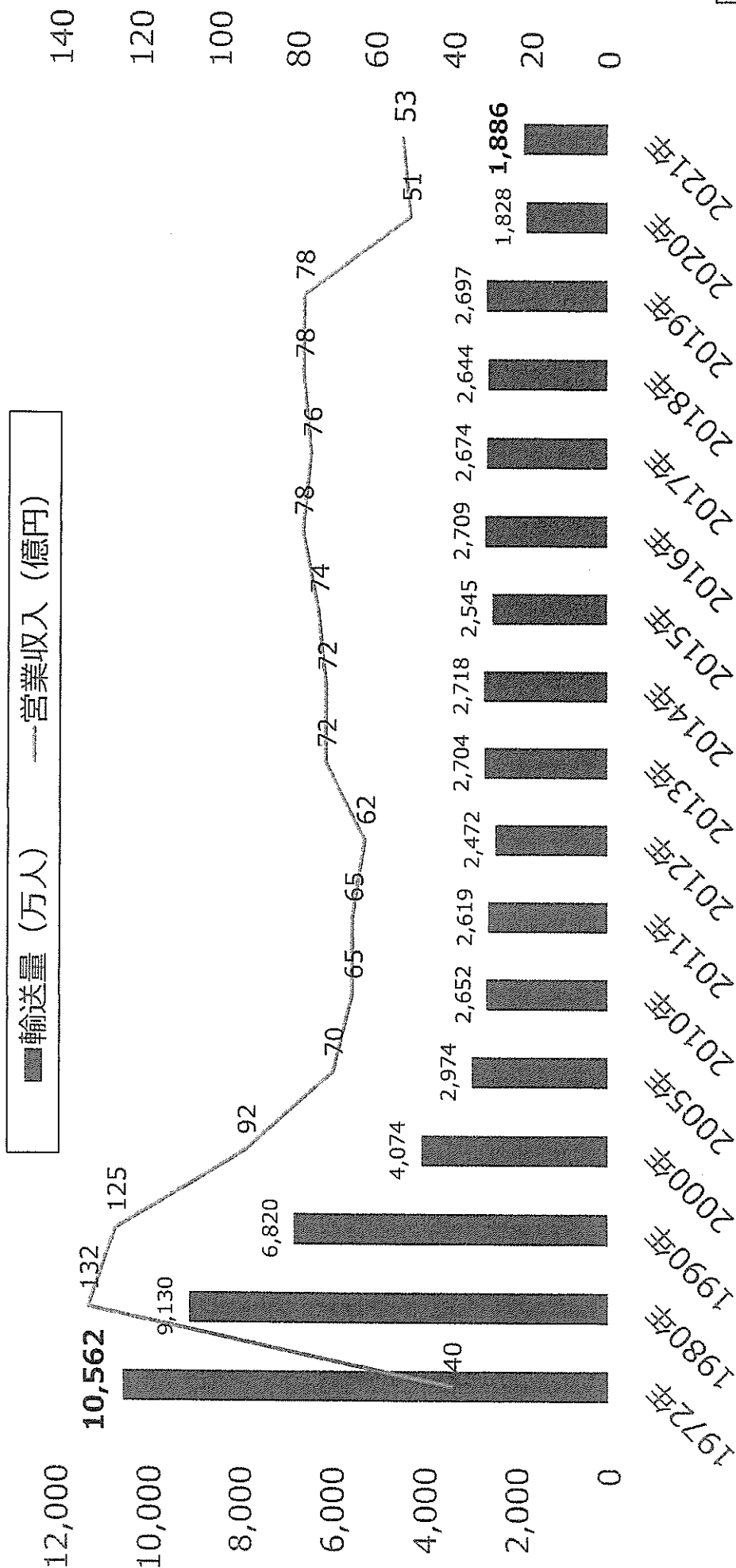
バスの課題



出所：琉球バス交通 那覇バス交通HP。

- 公共交通利用者の減少。
 - 朝夕の混雑時にはバスの定時性、定速性が損なわれている。
 - モノレールとの結節強化。
 - 商業施設や住宅地へのバスルート整備が追いついていない。
 - バスやタクシーの運転手不足。
- ⇒ 交通局を設置し、県が管理、民間事業者へ委託（京都市営バス方式の導入）。
ルート、ダイヤの再編。効率化を図る。移動制約者の移動手段の確保。

沖縄県におけるバス輸送量・営業収入（沖縄県全体）



出所：沖縄総合事務局「運輸要覧」（各年）より筆者作成。

混雑時平均旅行速度（一般道路）

(km/h)

50.0

45.0

40.0

35.0

30.0

25.0

20.0

13.9

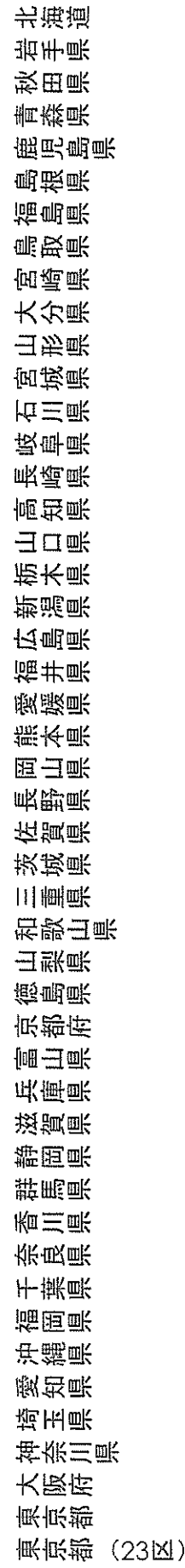
10.0

5.0

0.0

朝夕の混雑時にはバスの定時性、定速性が損なわれている。

24.8



出所：令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査をもとに筆者作成。

出所：沖縄総合事務局運輸部企画室「令和3年度沖縄振興推進調査沖縄本島における幹線バス路線網のあり方に係る調査事業報告書（令和4年3月）」p.26。

臨江府志

地域外への移動手段確保が課題

本土復帰50年が過ぎても未だ計画段階の鉄軌道計画

鉄道？軌道系交通？

▶「鉄道」…専用レーンを使って高速で車道を走らせ、人または貨物を運ぶための輸送システム。鉄道事業法に基づく「許可」が必要。

▶「軌道」…路面電車を運行するためのシステム。軌道法に基づく「特許」が必要。

⇒鉄道計画、LRT計画、BRT計画、モルレル延伸計画。交通機関別の計画を策定し、実行可能な計画へ。

■宇都宮ライトレール

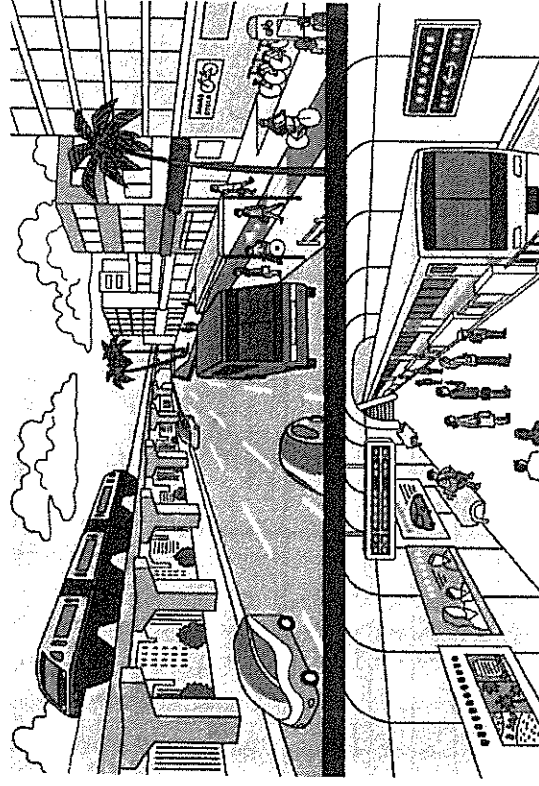
1987年 LRT整備事業の前身計画「新交通システム構想」

1997年「新交通システム検討委員会」設置。

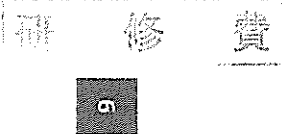
2001年 LRT導入の方針を固める。

2023年 一部区間の開業予定。

⇒導入方針決定から開業までに22年。

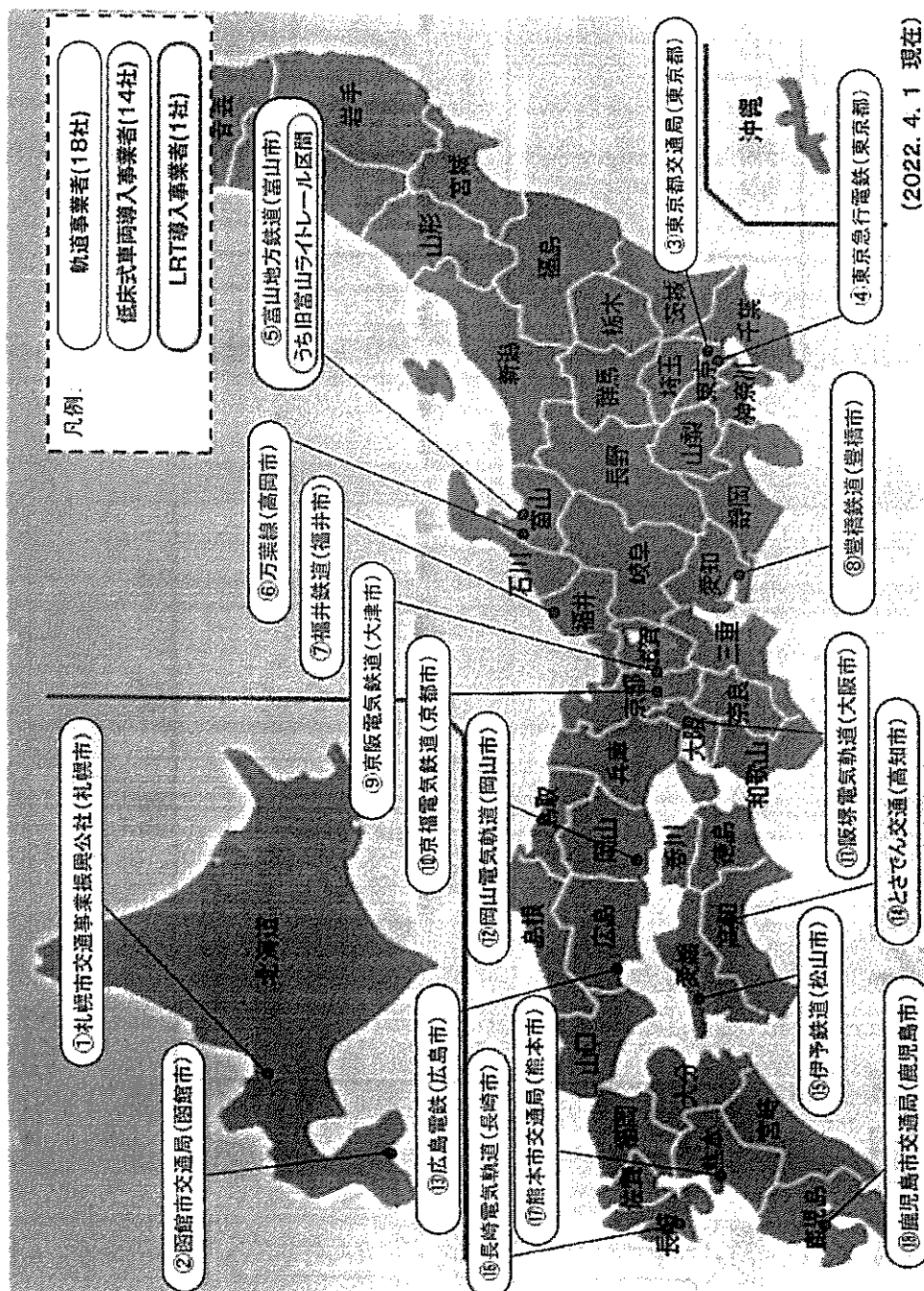


出所：沖縄県企画部交通政策課「沖縄県総合交通体系基本計画(令和4年10月14日)」第4章,p.27。



出所：国土交通省「道路空間を活用した地域公共交通（BRT）等の導入に関するガイドライン」

路面電車・LRT等の全国分布状況



出所：国土交通省『交通政策白書』p.66。

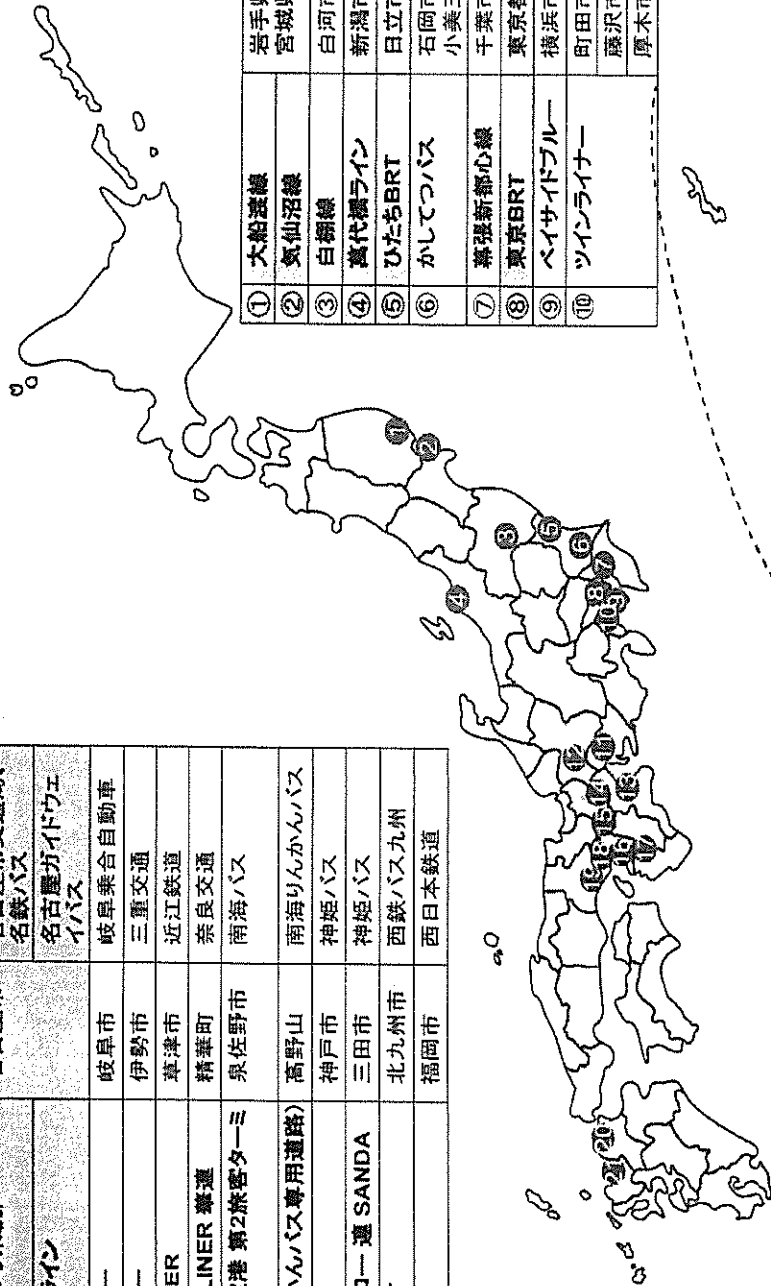
- ・道路空間、鉄道等の既存インフラも有効活用。
- ・高い速達性、定時性、輸送力。
- ・人や環境に優しい公共交通システム。
- ・バリアフリーや環境への配慮。
- ・中心市街地の活性化による都市・地域の再生等に寄与。

⇒各都市で導入が検討。

国内におけるBRT導入の先行事例

● 全国各地において、専用道や連節バス等により速達性や輸送能力を高めたBRTを導入。(令和3年4月1日時点)

⑪	基幹バス(2号系統)	名古屋市	名古屋交通局、 名鉄バス
	ゆとりーとライン		名古屋ガイドウェイバス
⑫	清流ライナー	岐阜市	岐阜乗合自動車
⑬	神都ライナー	伊勢市	三重交通
⑭	JOINT LINER	草津市	近江鉄道
⑮	YELLOW LINER 幕連	精華町	奈良交通
⑯	関西国際空港 第2旅客ターミナル線	泉佐野市	南海バス
⑰	(南海りんかんバス専用道路)	高野山	南海りんかんバス
⑱	Port Loop	神戸市	神姫バス
⑲	オレンジアロー 連 SANDA	三田市	神姫バス
⑳	北九州BRT	北九州市	西鉄バス九州
㉑	福岡BRT	福岡市	西日本鉄道



①	大船速線	岩手県・宮城県	JR東日本
②	気仙沼線		
③	白根線	白河市	JRバス関東
④	真代線	新潟市	新潟交通
⑤	ひたちBRT	日立市	日立電鉄交通サービス
⑥	かしてつバス	石岡市・小美玉市	関鉄グリーンバス
⑦	幕張新都心線	千葉市	京成バス
⑧	東京BRT	東京都	京成バス
⑨	ベイサイドブルー	横浜市	横浜交通
⑩	ツインライナー	町田市 藤沢市 厚木市	神奈川中央交通

※ の事例については、代表的な事例として、
次頁において概要を整理

出所：国土交通省「新たなモビリティ(BRT)の利用環境の整備」